

平成 30 年 3 月 2 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

3月2日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度南知多町  
一般会計補正予算（第5号））
- 日程第5 議案第2号 新たに土地が生じたことの確認について（大字篠島）
- 日程第6 議案第3号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について（大字篠島）
- 日程第7 議案第4号 南知多町師崎避難所設置及び管理条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の  
整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関  
する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 南知多町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第14 議案第11号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第15 議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 南知多町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第17 議案第14号 南知多町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第19 議案第16号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第21 議案第18号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第22 議案第19号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第23 議案第20号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第21号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第23号 平成30年度南知多町一般会計予算
- 日程第27 議案第24号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 平成30年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成30年度南知多町水道事業会計予算

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊藏
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	中川昌一	総務課長	山下雅弘

検査財政課長	田中吉郎	防災安全課長	大岩幹治
税務課長	石黒廣輝	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	柴田幸員	住民課長	宮地利佳
福祉課長	神谷和伸	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	鈴木茂夫	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	内田静治	社会教育課長	森崇史
学校給食 センター所長	宮本政明	会計管理者 兼出納室長	鈴木正則
学校教育課 指導主事	蟹江敏広		

## 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主幹	大久保美保
--------	------	----	-------

[ 開会 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を3月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、2月9日から2月25日の日程で開催されました平昌オリンピックでは、過去最高の13個のメダルを獲得されました。メダルを獲得された選手はもちろんのこと、獲得されなかった選手の皆様にもお疲れさまの言葉を伝えたいと思います。

また、皆様におかれましては、選手の活躍を夜遅くまで応援して、寝不足の日々が続いた方もおられるかと思いますが、本日は気持ちを切りかえていただき、3月定例議会の運営に御協力していただくことをお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において7番、服部光男議員、9番、吉原一治議員を指名いたします。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間といたしたい

と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

---

### 日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

#### ○議長（藤井満久君）

日程第3、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

#### ○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年第1回南知多町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、傍聴にお越しくださいました皆様方にも重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本定例会にて、平成30年度の一般会計当初予算をはじめ、重要諸議案の審議をお願いするに当たりまして、時間をいただきまして、私のまちづくりに対します施政方針を述べさせていただきます。

町民の皆様の負託に応えるため、担わせていただいております2期目の町政も残すところ1年足らずとなってまいりました。新年度においても、就任以来、一貫して取り組んでまいりました「日本一住みやすいまち」を目指し、「人口減少ストップ」を目標に力を尽くしてまいりたいと思っております。

国においては、地方経済の縮小、並びに人口減少の克服のため、地方版総合戦略に基づき、自治体が自主的・主体的に行う先導的な取り組みに対しまして、重要業務評価指標（KPI）を設定し、その目標達成のため、進行管理、PDCAを回していくということを前提に、地方再生法に基づく法律補助として地方創生推進交付金を複数年度にわたり継続的、そして安定的に支援をする。その中で、地方創生をより深化し、推進していこうということでございます。

本町におきましても、人口減少の問題、少子・高齢化の問題、産業の停滞の問題、そして安全・安心への備えの課題などなど、さまざまな課題を抱えております。我々のつくりました地方版総合戦略に呼応しました4つの重点プロジェクトを総合計画の後期計

画としてお示しをさせていただいております。その中で、今現在、政策を積極的に展開しているところでございます。

今後も引き続き、総合計画、総合戦略の基本施策を着実に推進していくことを前提といたしまして、さまざまな施策の成果を確実なものとするためにも、町民の皆様さらなる厚い行政サービスをお届けするためにも必要なことは、我々行政の内部においては、課、係の綿密な連携をより深めること、そして地域の皆様方におかれましては、地域の輪、年代の輪、産業の輪を一体として強いきずなで結ばれることであり、地域と行政の協働と連携の心を育てる。それを強く感じております。

そこで、皆様とともに、この町が心をつなげて取り組むべき現下喫緊の課題として、「3つの減らすもの」「3つのふやすもの」をお示しし、地域と行政がともに努力をし、その成果を共有する中で、協働と連携のきずなをより強く、より深く、より広く進化させる中で、新年度の行政を積極的に力強く展開してまいりたいと考えております。

それでは、まず減らすものの1つ目でございます。医療費を減らしたいと考えております。

平成30年度から国民健康保険の県域化が始まります。本町の医療費水準は、残念ながら県下で最も高いレベルでございます。医療費を抑えつつ、皆様の健康の増進につながる施策を推進するため、新年度におきまして、国民健康保険特別会計の新規事業としまして、人間ドックの事業を実施してまいります。

2つ目は、ごみ排出量の削減でございます。

ごみ処理の広域化を控え、平成29年10月1日からミックスペーパーの収集を開始させていただきました。県下ワースト2位でございます本町の1人当たりのごみ排出量でございますが、そのさらなるごみの減量化は絶対的に欠かすことのできない不可欠な取り組みでございます。地域の皆様とともに、この問題に強い気持ちで取り組んでいく所存でございます。

新規事業としまして、家庭系ごみなどの減量を達成した地区に対しまして交付する「がんばるごみ減量化報奨金」を創設するとともに、生ごみ減量化推進事業資材として、水切りバケツの無料配布を実施してまいりたいと考えております。

3つ目は交通事故でございます。交通死亡事故、そして県下54市町村の中で常にシングルにおります、ワースト10以内に入ります飲酒運転を撲滅したい。

そして、交通死亡事故においては、私が就任して以来、698日が連続無事故記録とな

っております。1年11カ月でございます。本年の6月11日をもってこの記録を更新することができます。もちろん記録の更新が目的ではございませんが、この壁を打ち破り、死亡事故ゼロ、飲酒運転ゼロ、そして事故のない町を目指し、新たに高齢運転者の免許証自主返納支援事業としまして、海っ子バスの回数券を交付させていただきます。また、交通安全活動の今以上の取り組みを展開してまいりたいとも考えております。

次に、ふやすもの1つ目でございます。それは、さまざまな面での交流の機会をふやしたいということでございます。

観光地として、年間を通じ多くの方々が訪れる本町は、人と人が交わる友好と交流の町でもあります。タウンプロモーション事業を通じてこの町のよさを全国に発信するとともに、平成30年度には長野県下諏訪町と姉妹都市提携を結び、友好関係にあります交流町とのきずなをさらにさらに深めてまいります。

2つ目は、町が提供する空き家情報をふやそうということでございます。

町内に多数存在する空き家を移住定住対策の一環として活用していただくために、皆様に提供する空き家情報をふやしていくことが必要でございます。まだ使える空き家を資産として見直し、利活用の方法を皆で考えていかねばなりません。新年度には、引き続き空き家バンク事業の拡充を図るとともに、地方創生事業として、移住定住促進、法人事業所によります空き家活用などの取り組みを広く推進してまいりたいと考えております。

そして3つ目は、町内外から寄せられるふるさと納税による寄附と応援の声を広げていこうということでございます。

我が町の豊富な特産品を広く全国に紹介し、町の産業の振興を図るとともに、ふるさとを応援して下さいます方々の思いに応えていきたいと考えています。今後、さらにこの町のいいところを全国に発信し、この町を応援して下さる方々をふやしていきたいと考えております。新年度予算においては過去最大の寄附額を見込んでおります。

減らすもの3つ、そしてふやすもの3つ、ここに掲げたものはいずれも行政のみでは大きな成果を上げることはできません。しかし、町内外の住民の皆様やさまざまな団体、多種多様な事業者の皆様、そういった方々との協力・連携によりまして必ず実現できると信じて努力をしてまいります。

それでは、予算編成に当たっての基本的な考えを申し上げます。

まずは持続可能な行財政運営を目標に、消滅可能性自治体として名指しをされました

本町が将来にわたり持続できるよう、また未来にツケを回さないためには、P D C A サイクルに基づく使途の選択と効果の検証を粘り強く継続していくほか抜本的な手法はないとの認識に立ちまして、予算査定を行ってまいりました。

また、財政の基本であります「入るをはかりて出るを制す」を念頭に置きまして、町民の皆様福祉増進のため、最少の経費で最大の効果を上げることを目標に予算編成に取り組んだものでございます。

これらの基本方針を踏まえ、「日本一住みやすいまち」をつくるため、私の決意を形にした平成30年度予算編成につきまして、ポイントとなる施策を、ハードの事業、ソフトの事業の2つの項目に分けさせていただきまして説明をさせていただきます。

まず、ハード事業といたしまして、南海トラフ巨大地震、津波等から町民の命を守るため、師崎地区の避難場所の容量不足を解消するため、避難場所及び避難場所への通路の整備を行います。本年度は避難場所の測量・設計業務を実施いたしてまいります。

渡船施設整備につきましては、島民、観光客など渡船利用者の利便性向上、並びに漁村の魅力向上のため、日間賀島西港に渡船ターミナルを整備し、観光イメージを高め、誘客促進と島内観光消費の拡大を図ってまいります。

保育所の環境整備につきましては、老朽化したかるも保育所の屋上防水、外壁塗装、内部改修工事を予算計上しております。

公民館の整備につきましては、大井公民館の利用者の利便性を図るため、敷地内の倉庫を取り壊し、駐車スペースを広げる経費を予算計上させていただきました。

また、平成28年度に作成いたしました公共施設等総合管理計画に基づきまして、選択と集中の手始めといたしまして、老朽化した公共施設を解体いたします。解体する施設といたしましては、郷土資料館、町営住宅、旧片名保育所、旧日間賀島共同調理場の解体を実施してまいります。

次に、ソフト事業といたしましては、空き家等対策計画に基づき、所有者が行う危険な状態にある空き家等の解体撤去費用に対して補助金を交付し、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

福祉事業といたしまして、町内の訪問介護業務従事者、ヘルパーでございますが、その不足に対応するため、介護職員初任者研修を受講するための経費に対しまして補助金を交付いたします。高齢者が地域で安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。

また、先天性の聴覚障害の発見を目的として、県内のほとんどの産科医療機関で新生

児期に実施されております新生児聴覚検査につきまして、平成30年度より公費で負担し、子育て世帯の経済的支援の充実を図ってまいります。

社会教育の事業といたしましては、平成29年7月31日に国の重要文化財に指定されました尾州廻船主内田家の魅力を伝え、入館者の増につなげるため、関連グッズの作成費用を計上させていただきました。

さて、平成30年度の予算案でございますが、予算の規模は総額で137億9,321万円、前年度対比2.3%の減額であります。

その総額の内訳は、一般会計73億3,000万円、前年度対比3.0%の増額、国民健康保険特別会計をはじめとする5つの特別会計の合計は52億1,730万円、前年度対比11.0%の減額、水道事業会計は12億4,591万円、前年度対比8.8%の増額であります。

このうち、一般会計の歳入では、町税のうち個人町民税につきまして、個人所得の伸びもあり、町税全体では前年度より104万8,000円増の22億2,780万6,000円を計上させていただきました。

町税に次ぐ本町の主要財源であります地方交付税につきましては、平成30年度の国の地方財政計画を踏まえ、普通交付税を前年度と同額の18億3,000万円と見込んでおります。

また、財源不足を補填するため、今年度も地方交付税の振替措置でございます臨時財政対策債の借り入れと、町の貯金である財政調整基金の取り崩しを予算計上いたしました。

これら歳出予算を執行するための財源につきましては、町民の皆様より負託された、まさに血税であることを常に心にとどめ、より効果的・効率的なお金の使い道として、今、何をすべきかを厳選し、予算編成に当たったものでございます。

なお、社会情勢の変化等に円滑に対応すべく、年度途中におきまして、必要により補正予算などの提案をさせていただく所存でありますので、あわせて御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で平成30年度の私の施政方針とさせていただきます。

続きまして、諸般報告を申し上げます。

まず防災に関しまして、今年度、新たに締結した3つの協定につきまして御報告申し上げます。

1つ目は、平成29年11月8日に大塚ウエルネスベンディング株式会社東海支店と締結

いたしました災害時における物資提供協力に関する協定でございます。

主な内容は、災害時において、役場及び総合体育館に設置してあります自動販売機、並びに備蓄倉庫型ベンチに保管してあります商品の無償提供となります。

2つ目は、平成29年11月22日に佐川急便株式会社中京支店と締結いたしました災害時における緊急物資輸送等に関する協定でございます。

主な内容は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送及び救援・支援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫の支援協力に関するものであります。

3つ目は、平成30年2月7日にあいち知多農業協同組合と締結しました災害時等における施設利用の協力に関する協定でございます。

主な内容は、災害時等において、あいち知多農業協同組合の管理する施設を救援物資集配拠点施設及び災害ボランティアセンターとして利用させていただくものであります。

次に、ミックスペーパーの収集につきまして御報告申し上げます。

ミックスペーパーの収集につきましては、ごみの減量化と資源化を図るため、昨年10月から開始をし、住民の皆様にご理解と御協力を賜り、本年1月までの4カ月間で約38トンを経済資源として回収することができました。

また、昨年度の10月から1月までの4カ月間と、今年度の同じ4カ月間を比較したところ、生活系可燃ごみの収集量につきましても209トンの減量となっております。これも皆様方に努力をしていただきました結果として、深く深く感謝申し上げますとともに、今後におきましても、ごみの減量化、資源化に御協力賜りますようお願い申し上げます。

最後に、地域包括ケアシステムの推進につきまして御報告申し上げます。

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳となる2025年（平成37年）を目途に、高齢化の進行に対応するため進めている施策でございます。65歳以上の人口は、国全体で現在4人に1人、本町におきましては3人に1人以上となっております。

本町では、そのような高齢者の生活を支え、尊厳ある自分らしい暮らし方を可能な限り続けていただきたい、そのことを願い、地域の包括的支援サービスの提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところでございます。

平成29年度には、各種介護予防教室の開催や高齢者サロンへの支援、認知症初期集中支援チームの編成、またICTを利用した在宅医療・介護連携推進のための情報連携ツール「ミーナネット」の導入によりまして、医師、訪問看護師、ケアマネジャー、介護ヘルパーなどの情報連携推進に取り組んでいるところでございます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本議会に提出させていただきます案件は、専決処分の承認を求めることにつきましてをはじめ29議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第1号の専決処分の承認を求めることにつきましては、平成29年度南知多町一般会計補正予算（第5号）であります。

専決処分の内容としましては、台風21号及び台風22号による町道等の災害復旧に要する経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ1,611万円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を71億7,456万7,000円とするものであります。

予算の内容としましては、歳出におきまして、災害復旧費1,611万円を追加し、歳入におきまして、国庫支出金925万5,000円及び町債2,280万円をそれぞれ追加し、繰入金1,594万5,000円を減額するものであります。

また、あわせまして、地方債の追加をお願いするものであります。

議案第2号の新たに土地が生じたことの確認及び議案第3号の公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更につきましては、平成16年3月12日付で愛知県に免許されました漁港施設用地の公有水面の埋め立ての一部につきまして、平成30年1月5日に竣功認可を得ましたので、新たに土地が生じたことの確認につきましては、地方自治法第9条の5第1項の規定、また公有水面の埋め立てに伴う字の区域の変更につきましては、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第4号の南知多町師崎避難所設置及び管理条例の制定につきましては、愛知県から取得しました元老人福祉館を避難所として整備したことに伴いまして、新たに条例を制定するものであります。

議案第5号 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正が平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第6号の南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例につきましては、本町産業医につきまして、ストレスチェックの実施、メンタル不全者等による相談等により、近年、その業務負担及び職責が増大していることに伴いまして、報酬年額を改正するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第7号の南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が昨年5月30日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第8号の南知多町防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町防災会議委員の任期を新たに設定することに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第9号の南知多町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町消防団員の定数見直しに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第10号の南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第11号の南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されることに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第12号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年度より愛知県へ国民健康保険事業納付金を納付する財源としまして、県の提示する標準保険税率等を参考に課税額を決定することとしたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第13号の南知多町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、土地改良法の一部改正が昨年9月25日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第14号の南知多町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正が昨年6月15日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第15号の南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ

きましては、普通町営住宅の一部につきまして、老朽化した町営住宅を廃止することに  
伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第16号の南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民  
健康保険法の一部改正が平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、現行条例  
の一部を改正するものであります。

議案第17号の南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまし  
ては、高齢者の医療確保に関する法律の一部改正が平成30年4月1日から施行されるこ  
とに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第18号の南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険  
法に基づき、平成30年度から32年度までの南知多町第7期介護保険事業計画の策定にお  
いて新たな保険料が定められたこと及び介護保険法の一部改正等に伴いまして、現行条  
例の一部を改正するものであります。

議案第19号は平成29年度南知多町一般会計補正予算（第6号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億787万円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総  
額を72億8,243万7,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費2億2,335万3,000  
円を追加し、民生費2,631万4,000円、衛生費1,795万9,000円、農林水産業費6,673万円  
及び公債費448万円をそれぞれ減額するものであります。

歳入におきましては、財産収入2万3,000円、寄附金5,500万円、繰越金3億4,557万  
円及び諸収入626万6,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金1,334万7,000円、県支出金  
8,204万9,000円及び繰入金2億359万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、あわせまして、橋梁長寿命化修繕事業及び道路橋梁施設災害復旧事業（補助）  
につきましては、翌年度に繰り越して予算を使用するための繰越明許費の補正措置をお  
願いするものであります。

議案第20号は、平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であ  
ります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,754万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出の  
予算総額を33億8万4,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、諸支出金2,234万8,000円  
を追加し、保険給付費1億3,243万4,000円、介護納付金2,603万2,000円及び共同事業拠

出金 1 億 2,142 万 7,000 円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳入におきましては、前期高齢者交付金 6,476 万円及び繰越金 5,602 万 4,000 円をそれぞれ追加し、国庫支出金 2 億 954 万円、県支出金 1,315 万 6,000 円、共同事業交付金 1 億 1,763 万 9,000 円及び繰入金 3,799 万 4,000 円をそれぞれ減額するものであります。

議案第 21 号は、平成 29 年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 405 万 9,000 円を減額し、補正後の歳入歳出の予算総額を 2 億 6,228 万 6,000 円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、後期高齢者医療広域連合納付金 405 万 9,000 円を減額し、歳入におきましては、繰入金 405 万 9,000 円を減額するものであります。

議案第 22 号は、平成 29 年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1,086 万 8,000 円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を 9,436 万 8,000 円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費 516 万 1,000 円及び基金積立金 570 万 7,000 円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、財産収入 2,000 円及び繰越金 1,086 万 6,000 円をそれぞれ追加するものであります。

次に、議案第 23 号から議案第 29 号までの 7 議案は、平成 30 年度南知多町の各会計の当初予算であります。

一般会計、5 特別会計及び企業会計の予算総額は 137 億 9,321 万円であり、前年度の当初予算額に比較しますと 3 億 2,684 万 7,000 円、2.3%の減となっております。厳しい財政状況にありますが、社会情勢の動向や町の諸課題に取り組み、住民福祉の維持向上を目指し、予算編成に当たったものでございます。

なお、各会計の当初予算につきましては上程の都度私から、またその他の案件につきましては担当部長等に説明をさせますので、慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。施政方針、諸般報告、並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって町長施政方針・諸般報告、並びに提出案件の概要説明を終わります。

---

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度南知多町  
一般会計補正予算（第5号））

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度南知多町  
一般会計補正予算（第5号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（北川眞木夫君）

議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げ  
ます。

平成29年度南知多町一般会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条  
第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により御報告申し  
上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,611万円  
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,456万7,000円とするものであ  
ります。

地方債の補正、第2条は、地方債の追加をするものであります。

補正をお願いする内容であります。

今回の補正は、平成29年10月22日から23日の台風21号及び平成29年10月29日の台風22  
号により被災した公共土木施設等の災害復旧に要する経費であります。

まず歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページをごらんください。

3. 歳出です。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費及び2目  
漁港施設災害復旧費は、財源として地方債を充当したことによる財源更正であります。

次に、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費1,611万円の  
増額補正であります。これは内海字杵ヶ奥、町道1622号線及び山海字城山、町道2239号  
線において、道路のり面などが崩壊したため、災害復旧工事を実施する経費であります。

2目河川施設災害復旧費及び3目港湾施設災害復旧費は、財源として地方債を充当したことによる財源更正であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

2. 歳入です。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金925万5,000円の増額補正であります。歳出で御説明しました道路橋りょう施設災害復旧費に対する国の負担金であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,594万5,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものであります。

次に、20款町債、1項町債、5目災害復旧債2,280万円の増額補正であります。これは、今回の災害復旧事業に対する財源として、町債を追加するものであります。

以上で歳入の説明を終わり、次に、4ページをごらんください。

第2表、地方債補正であります。

先ほど歳入の20款町債において説明させていただきました地方債の追加であります。一般会計の町債残高は12ページにありますので、ごらんいただきたいと思っております。

表の一番下段の右端になりますが、29年度末現在高見込み額は67億998万8,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

日程第5 議案第2号 新たに土地が生じたことの確認について(大字篠島)

日程第6 議案第3号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について(大字篠島)

○議長(藤井満久君)

日程第5、議案第2号 新たに土地が生じたことの確認について(大字篠島)、日程第6、議案第3号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について(大字篠島)の2件は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長(鈴木良一君)

それでは、議案第2号 新たに土地が生じたことの確認について及び議案第3号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更についての2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第2号 新たに土地が生じたことの確認につきましては、平成16年3月12日付で愛知県に免許された漁港施設用地の公有水面の埋め立ての一部について、平成30年1月5日に竣功認可を受けましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づきまして、新たに土地が生じたことの確認をお願いするものでございます。

また、議案第3号 公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更につきましては、新たに土地が生じたことの確認に伴いまして、地方自治法第260条の第1項の規定に基づきまして、字の区域の変更をお願いするものでございます。

新たに生じた土地につきましては、議案第2号の1枚目をごらんください。

大字篠島字棚橋6番33及び24番の地先公有水面埋立地でございます。その面積は455.89平方メートルでございます。

議案第3号におきまして、新たに生じた土地を篠島字照浜に編入するものでございます。

議案第2号に添付してあります参考資料をごらんください。

1 ページ目につきましては埋め立ての位置図、2 ページにつきましては埋め立ての形状図、3 ページにつきましては埋め立て工事の求積平面図、4 ページ目につきましては埋立地付近の整理図でございます。御確認をいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第2号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 南知多町師崎避難所設置及び管理条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第4号 南知多町師崎避難所設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第4号 南知多町師崎避難所設置及び管理条例の制定につきまして、制定理由の御説明を申し上げます。

制定理由の説明をごらんください。

1の制定の理由でございます。

愛知県から取得しました師崎地内に所在する元南知多老人福祉館を今年度避難所として整備したことから、地方自治法第244条の2第1項の規定により、設置及び管理について必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があるからでございます。

2の制定の主な内容でございます。

(1)設置に関する規定としまして、町民の生命及び財産の安全確保を図るため、災害発生時の避難施設、災害用備蓄倉庫、並びに防災に関する訓練の場の用に供するため避難所を設置するもので、第2条関係でございます。

(2)使用に関する規定としまして、ア．使用に関する許可の制限等を規定したもので、第4条、第5条及び第6条関係でございます。イ．使用料は無料とすることを規定したもので、第7条関係でございます。

(3)損害賠償に関する規定としまして、避難所の施設等を破損した避難所の使用者に対して損害を賠償させることを規定したもので、第8条関係でございます。

3の施行期日でございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

ちょっとお聞きします。この師崎避難所の設置の第2条に、その目的としては、災害発生時の避難施設、災害用備蓄倉庫、並びに防災に関する訓練の場と、このような形で位置づけられております。実際にこの大きな施設でありますけれど、どのように、例えば年5回ぐらい避難訓練に利用するのか、またそれにかかわった管理費が多分発生してくると思うんですね。それはどのぐらいのことを想定しているのか。いわゆる避難のためのさまざまな訓練はどのような程度で実施する予定か。そして、あわせて、この施設を管理、維持するために幾らぐらいを想定しているか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長(藤井満久君)

防災安全課長。

○防災安全課長(大岩幹治君)

まず訓練の予定はどうかということですが、まだ現段階では、来年度いつ、どのような訓練をするかという詳細は決まっておりません。これから検討していこうと思っております。

続きまして、維持管理でどれぐらいお金を見込んでいるかということですが、来年度につきましては、維持管理費において、電気、水道、電話、消防設備の保守などで約250万円を見込んでおります。その他、施設の修繕料ということで100万円プラス約350万円ということで予算を見込んでおります。以上でございます。

○議長(藤井満久君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。休憩は10時35分までといたします。

[ 休憩 10時24分 ]

[ 再開 10時35分 ]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

---

日程第8 議案第5号 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第5号 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

議案第5号 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、制定理由の説明を申し上げます。

制定理由の説明をごらんください。

1. 制定の理由は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正が平成30年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

改正の内容は、法改正により、国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受けていた者が後期高齢者医療制度に加入した場合は、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとされたため、受給資格者の適用除外の規定に、該当者が障害の認定を受けるために申請を行う場合は、認定を受けるまでの間は受給資格者とする規定を追加するもので、第1条、第2条及び第3条関係でございます。

3. 改正する条例は、(1)南知多町障害者医療費支給条例、(2)南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例、(3)南知多町精神障害者医療費支給条例の3条例でございます。

4. 施行期日は、平成30年4月1日であります。

次のページ以降に関係条例の新旧対照表を添付してございますので、後ほどごらんい

ただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第9 議案第6号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第6号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第6号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。

労働安全衛生法第13条の規定に基づき任命する本町産業医につきまして、ストレスチェックの実施、メンタル不全者等による相談等により、近年その業務負担及び職責が増大していることに伴いまして報酬年額を改正するため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございます。

産業医の報酬年額を「6万4,900円」から「12万9,600円」に引き上げるものでございます。

3の施行期日でございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

労働安全衛生法に基づいて、職員の健康管理にかかわって、昨年私が提案した内容を前向きに受けとめていただきまして、ありがとうございます。

今回、倍額しているということでございますが、質問させていただきます。

労働安全衛生法では、安全衛生委員会に対して、産業医が毎月の会議に出席すると、このようになっております。そのような予算になっているか。

もう1点、今回増額された内容において、どれだけのメンタルヘルスのチェックをする産業医との面接の面接者を予定しているか。

この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（藤井満久君）**

総務課長。

**○総務課長（山下雅弘君）**

それでは、内田議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず1点目につきましては、この報酬の中に安全衛生委員会への出席の報酬は入っておるかということでございます。今回のこの報酬の改定につきまして、産業医さんの職務がふえてきておるということに基づいて改定をいたすものでありまして、その中には

安全衛生委員会への出席ということもありますし、毎月の巡視ということもございますので、それらを含めた報酬となっております。

それから、もう1点ですが、メンタルヘルスの関係でどれぐらいの面談を予定しているかということでございます。この執行が平成30年4月1日からですので平成30年度の予定でございますが、メンタルヘルス、メンタルの不調者の面接につきましては4回ほどを予算の中で見込んでおります。それから、別に長時間労働者の面接、こちらについては、来年度選挙がございますので回数が多いんですが、17回を見込んでおります。あと、ストレスチェックによります高ストレス者の面会を4回ほど見込んでおります。計25回分を面談という形では見込んでおります。ただ、こちらの面接の費用にかかわりましては、産業医の面接指導報酬という別予算の中で組んでおります。以上であります。

**○議長（藤井満久君）**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第10 議案第7号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第10、議案第7号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長（中川昌一君）**

それでは、議案第7号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正が平成29年5月30日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容でございます。

(1)個人情報の定義の明確化で、「その他の記述等」に、「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項)」を追加し、また、個人情報には、法第2条第3項において規定する個人識別符号を含むことを追加するもので、第2条関係でございます。

(2)要配慮個人情報の定義の追加で、要配慮個人情報として、「本人の人種、信条(思想及び信教を含む。)、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報」を規定するもので、こちらも第2条関係でございます。

3の施行期日等でございます。

施行期日は、公布の日でございます。

また、個人情報の定義の改正により、南知多町情報公開条例においても同様に、「その他の記述等」に、「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)」を追加するものでございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

**○議長(藤井満久君)**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

**○5番(内田 保君)**

今、説明のあった個人情報で電磁的な内容が追加されたということで、部長さんから

も情報公開の関係のことも少し触れられましたので、確認します。

県のほうでは、フロッピーディスクで50円程度で電磁的な情報を出していただけるんですね。南知多町においても、今後、今は紙で情報開示しておるんですけど、例えばフロッピーだとかUSBだとか、そういう形での情報開示をするようにすることを検討しているのかどうか、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

内田議員の質問にお答えさせていただきます。

文書公開の関係で電子データで公開できるかという御質問であります。これ、現在でも同じ取り扱いをさせていただいておるんですが、CDですとか、そういうものに落とし込んだデータということも公開させていただいておりますので、同じ取り扱いになると思います。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第11 議案第8号 南知多町防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第8号 南知多町防災会議条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第8号 南知多町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。

南知多町防災会議委員の任期を新たに設定するため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございます。

防災会議委員の任期を4月1日から翌年度3月31日までの2年とするものでございます。ただ、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とするもので、第3条関係でございます。

3の施行期日でございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

なお、この任期の設定につきましては、平成29年12月20日に開催しました防災会議にて承認済みであることを申し添えます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第12 議案第9号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第9号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第9号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。

南知多町消防団員の定数見直しにより、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございます。

南知多町消防団員の定数を「456人」から「406人」に改正するもので、第4条関係でございます。

3の施行期日でございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号の件については、総務建設委員会に付託

することに決定しました。

---

日程第13 議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
について

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第10号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成30  
年4月1日に施行されることに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるから  
でございます。

2の改正の主な内容でございます。

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に  
扶養親族がある場合における加算額の改定で、第5条関係でございます。

3の施行期日等でございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

経過措置といたしまして、改正後の南知多町消防団員等公務災害補償条例第5条第3  
項の規定は、施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償、並びに同日前に支給す  
べき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給  
すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る  
傷病補償年金等については、なお従前の例によるものでございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけてございますので、ごらんいただきたいと  
思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

消防団員は非常勤の方がほとんどであります。それで、命をかけて消防団の仕事をやってみえる。ひょっとしてそこでけがを負ったりだとか、それから死んだりすると。そういうときにこの遺族補償の問題がかかわってまいります。今回、国の制度の改正によってこの内容が提案されているわけですが、町として、国が出してきた基準をどう評価するかということについてお聞きしたいと思います。例えば今、ここの表にもありますけれど、簡単に言いますと、配偶者が今までは333円だった追加加算ですね。基本的な消防団の補償に対しては南知多町がつくっている基準額というのがありまして、例えば団長だったら、10年だったら1万2,400円だとか、20年いたら1万4,200円ですよ。これに対する加算がそれぞれされていくわけです。それに対して、その加算額が減らされているわけですね。一部ふやされているところもありますけれど、配偶者が今までは333円、この基本額に対して追加されておったのが、それが217円にすると。しかし、子どもについては267円だったやつを333円にすると。そして、逆に22歳に達する孫、それから祖父母、弟や妹、重度身体障害者、自分が扶養している相手ですね。その方は今までは300円あったのに217円まで落としているわけですよ。加算額が減ってくるということは、結局自分がもらうお金が少なくなるという形になるわけですね。子どもが多ければ少しはふえますけれど、しかし、たくさんの祖父母だとか、自分の弟だとか、妹だとか、扶養している消防団員については、逆に自分が死んでも、もらえるお金が少なくなるというふうな法律案になっているんです。このことについて、町当局はどのような見解を持っているか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

今回の改正でございますが、一般職の職員の給与に関する法律が平成28年11月に改正

されまして、それ以後、段階的に扶養手当の支給額が変更されております。配偶者につきましては1万3,000円が1万円、そして6,500円に減額されております。また、子に係る手当につきましては、6,500円が8,000円、そして1万円に増額となっております。今回、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令におきまして、その加算額の対象になりますのは、この給与法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象がもたになっておるといふことでございますので、今回こういった改正がございましたので、それに合わせて改正をするものでございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第14 議案第11号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第11号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第11号 南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴いまして、関係条文の整理を図る

ため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容でございます。

(1)目的の改正としまして、目的に、法で定める「衛生上有害となるおそれのある状態」「景観を損なっている状態」等を拡充するため、「町民等の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り」に改めるもので、第1条関係でございます。

(2)空き家等の定義及び規定の改正としまして、法で定める「特定空き家等」と合わせるため、「危険な状態」から、衛生上有害となるおそれや景観を損なっている状態なども含めた「管理不全な状態」に改めるもので、第2条、第3条、第4条、第6条、第8条、第9条及び第15条関係でございます。

(3)立入調査に関する規定の追加としまして、法で定める相手方への事前通知の規定を追加するもので、第7条関係でございます。

(4)「南知多町空き家等対策協議会」への変更としまして、「南知多町空き家等対策審議会」を、法に基づく所掌事務を扱う「南知多町空き家等対策協議会」に改めるもので、第15条関係でございます。

3の施行期日等でございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

(2)といたしまして、南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、この条例改正に伴い、別表第1中「空き家等対策審議会委員」を「空き家等対策協議会委員」に改めるものでございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会

に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第11号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第15 議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第15、議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長（中川昌一君）**

それでは、議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。

平成30年度より、愛知県へ国民健康保険事業費納付金を納付する財源として、県の提示する標準保険税率等を参考に課税額を決定することとしたため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございます。

(1)国民健康保険法の一部改正に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の規定の改正で、第2条第1項関係でございます。

(2)基礎課税額の改正では、次の表のとおり、被保険者所得割額の税率を現行の「6.7%」から「7.1%」と0.4%引き上げ、被保険者資産割額の税率を現行の「41%」から廃止とし、世帯別平等割額を現行の「2万8,000円」から「2万500円」と7,500円引き下げるものでございます。また、特定世帯、特定継続世帯の世帯別平等割額と世帯別平等割額軽減額につきましては、表に記載のとおり、それぞれ引き下げとなるものでございます。

次のページをお願いいたします。

(3)後期高齢者支援金等課税額の改正では、次の表のとおり、被保険者所得割額の税

率を現行の「1.3%」から「2.5%」と1.2%引き上げ、被保険者資産割額の税率を現行の「9%」から廃止とし、被保険者均等割額を現行の「7,000円」から「8,000円」と1,000円引き上げ、世帯別平等割額を現行の「6,000円」から「7,200円」と1,200円引き上げるものでございます。また、特定世帯、特定継続世帯の世帯別平等割額と被保険者均等割額軽減額及び世帯別平等割額軽減額につきましては、表に記載のとおり、それぞれ引き上げとなるものでございます。

次に、(4)介護納付金課税額の改正では、次の表のとおり、被保険者所得割額の税率を現行の「1.25%」から「2.1%」と0.85%引き上げ、被保険者資産割額の税率を現行の「8.5%」から廃止とし、被保険者均等割額を現行の「9,500円」から「1万1,100円」と1,600円引き上げ、世帯別平等割額を現行の「5,500円」から「5,300円」と200円引き下げるものでございます。また、表に記載のとおり、被保険者均等割額軽減額についてはそれぞれ引き上げとなり、世帯別平等割額軽減額につきましてはそれぞれ引き下げとなるものでございます。

次、3の施行期日等につきましては、まず施行期日は、平成30年4月1日からの施行となります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、総務建設委員会に付託

することに決定しました。

---

日程第16 議案第13号 南知多町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例  
について

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第13号 南知多町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例  
についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、議案第13号 南知多町土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例  
につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由につきましては、土地改良法の一部改正が平成29年9月25日に施行さ  
れたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容につきましては、土地改良法に新しい条項が追加されたため、「土地  
改良法第113条の2第3項」を「土地改良法第113条の3第3項」に改めるもので、第3  
条関係でございます。

3の施行期日は、公布の日でございます。

また、次のページに条例改正に係る新旧対照表をおつけしてありますので、御確認を  
いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会  
に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。休憩は11時20分までといたします。

[ 休憩 11時11分 ]

[ 再開 11時20分 ]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

---

日程第17 議案第14号 南知多町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第17、議案第14号 南知多町都市公園条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、議案第14号 南知多町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由につきましては、都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正が平成29年6月15日に施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容につきましては、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を、政令で定める参酌基準である100分の50を条例の基準とするもので、第1条の3関係でございます。

3の施行期日は、公布の日でございます。

また、次のページに条例改正に係る新旧対照表をおつけしてありますので、御確認をいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

今の都市公園条例についてお聞きします。

基本的に公園をつくるときに、運動施設を半分までにしなさいよという政令の指示だと思いますけれど、現在、南知多町に公園があると思うんですが、その実態は100分の50以下なのか、100分の50を超えているのか。このことについては、どのような実態なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、もしそれが超えている場合についてはそれを是正しなきゃならないのかと。そこまでのきつい規制はないと多分思うんですけど、確認の意味でお聞きしたいと思います。

そして3点目、今後、都市公園をつくる予定はどうか、南知多町において。

それについて、3つお願いしたいと思います。

○議長(藤井満久君)

建設課長。

○建設課長(鈴木淳二君)

まず、都市公園で運動施設が100分の50以上あるかという件につきましては、南知多町の都市公園につきましては運動施設を伴う施設はございません。ですので、超えている件につきましてもありません。

あと、都市公園を今後つくるかにつきましては、今のところ予定はございません。以上です。

○議長(藤井満久君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会

に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第18 議案第15号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第18、議案第15号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

**○建設経済部長（鈴木良一君）**

それでは、議案第15号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由につきましては、普通町営住宅の一部について、老朽化した町営住宅を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容につきましては、豊浦住宅を廃止し、広地住宅の戸数「2戸」を「1戸」に改めるもので、別表関係でございます。

3の施行期日は、平成30年4月1日でございます。

また、次のページに条例改正に係る新旧対照表をおつけしてありますので、御確認をいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番（内田 保君）

ちょっと確認したいと思います。

ホームページを持ってきたんですが、今ここに出されている新旧対照表には普通町営住宅が日間賀島の広地住宅だけになっていますが、ホームページには、現在、豊浦住宅が2、篠島の東山住宅が2、それから広地住宅が2と、このような形になっています。まず、篠島の東山住宅はあるのかないのか。私も余りよくわかりませんので、ちょっと教えてください。

それから2点目です。全体の町営住宅が、今、城下の住宅で約13戸ですか。A棟が2戸、B棟が2、C棟が9という形で、それが単独町営住宅になっているようです。実際、この町営住宅を減らしていくことによって、低所得者が住む場所というものが町として大丈夫なのかと。確かに老朽化しておって、新しく建てかえることは大変難しい部分があるかと思うんですけど、しかし、やはり住む権利というか、そういうものは保障していくのが町としての立場だと思います。そういう点で、今の住宅に対する利用状況、そういうところはどのように今考えているのかということ。

この2点、お聞きしたいと思います。現状と今後の方向。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

まず第1点、東山住宅はあるのかという件ですが、篠島の東山住宅につきましては28年4月1日に用途廃止をしております。ただし、まだ現状、建物は残っております、この30年度に解体をする予定をしております。

あと、町営住宅を今後建設するような予定があるかというような質問だと思うんですが、町内においては空き家が多く存在しておりますので、入居希望者が見えたら、空き家の有効活用を踏まえ、南知多町が行っております空き家バンク制度を活用しまして南知多町に居住していただこうと考えておりますので、現在、新たに南知多町において町営住宅を建築する予定はございません。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

## 日程第19 議案第16号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

### ○議長（藤井満久君）

日程第19、議案第16号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

### ○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、議案第16号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1. 改正の理由は、国民健康保険法の一部改正が平成30年4月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)平成30年4月から都道府県も市町村とともに国民健康保険の運営を行うこととなるため、国民健康保険法第11条に都道府県と市町村が行う事務がそれぞれ規定されたことにより、「この町が行う国民健康保険」を「本町が行う国民健康保険の事務」に改めるもので、第1条関係であります。

(2)国民健康保険法第11条に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を設置する規定が追加されたことにより、県の国民健康保険運営協議会との名称混同を防ぐため、町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を「南知多町国民健康保険運営協議会」とするもので、第2条関係でございます。

(3)規定の追加に伴う字句の整理をするもので、第7条、第11条及び第12条関係でございます。

3. 施行期日は、平成30年4月1日であります。

次のページ以降にこの条例の新旧対照表をおつけしてありますので、御確認をいただ

きたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第20 議案第17号 南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第20、議案第17号 南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

**○厚生部長（柴田幸員君）**

議案第17号 南知多町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1. 改正の理由は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)国民健康保険法第116条の2の規定による住所地特例の適用を受け、南知多町の被保険者とされている者であって、愛知県後期高齢者医療広域連

合以外の後期高齢者広域連合の区域に住所を有する者が後期高齢者医療に加入した場合には、本町に住所を有するものとみなし、保険料を徴収するもので、第3条関係でございます。

(2)平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例について削るもので、附則第2条関係でございます。

3. 施行期日は、平成30年4月1日であります。

次のページ以降にこの条例の新旧対照表をおつけしてありますので、御確認をいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

---

**日程第21 議案第18号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第21、議案第18号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

**○厚生部長（柴田幸員君）**

議案第18号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1. 改正の理由は、介護保険法に基づき、平成30年度から平成32年度までの南知多町第7期介護保険事業計画の策定において新たな保険料が定められたこと及び介護保険法の一部改正等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)保険料基準額の改定は、所得段階別第5段階が基準となり、年額「6万1,200円」を「6万円」に改めるもので、第4条第1項関係でございます。

(2)基準所得金額の改定は、保険料所得段階の12段階のうち、市町村民税本人課税層に当たる第7段階、第8段階、第9段階の境目となる基準所得金額を、それぞれ「190万円」から「200万円」及び「290万円」から「300万円」に改めるもので、第4条第1項関係でございます。

(3)第1段階の低所得者に対する公費による軽減強化は、年額3万円に改めるところを軽減強化により2万7,000円とするもので、第4条第2項関係でございます。

(4)被保険者等に関する調査範囲の拡大は、第2号被保険者の配偶者、もしくは世帯主、その他、その世帯に属する者の所得等を把握する必要があるため、「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるもので、第14条第1項関係でございます。

次のページをごらんください。

(5)は現行と改正との保険料比較表で、第4条第1項及び第2項関係であります。左側が現行の保険料、右側が改正の保険料であります。段階別の調整率、保険料の年額は表のとおりであります。

3ページをごらんください。

3. 施行期日等、(1)施行期日は、平成30年4月1日であります。

(2)経過措置は、改正後の南知多町介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするものであります。

次のページ以降に新旧対照表をおつけしてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第18号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第22 議案第19号 平成29年度南知多町一般会計補正予算(第6号)

### ○議長(藤井満久君)

日程第22、議案第19号 平成29年度南知多町一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

### ○副町長(北川眞木夫君)

議案第19号 平成29年度南知多町一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億787万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,243万7,000円とするものであります。

第2条に、予算の執行に当たり翌年度に繰り越して使用することができる経費として、繰越明許費をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から説明いたします。

16ページ、17ページをごらんください。

3. 歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1,224万1,000円の減額補正でありま

す。4節共済費は、臨時職員の雇用見込みの減少により、臨時職員等社会保険料を減額補正するものであります。7節賃金につきましても、臨時職員の雇用見込みの減少により、賃金を減額補正するものであります。

3目財政管理費は3,802万円の増額補正であります。これは、ふるさと納税の増額に伴い、クレジット決済等手数料及びふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料を増額補正するものであります。

7目基金費は1億9,924万1,000円の増額補正であります。このうち、財政調整基金積立金1億9,923万7,000円は、平成28年度決算剰余金の2分の1相当額及び基金の利子分を積み立てるため増額補正するものであります。都市計画事業基金積立金及び土地開発基金積立金は利子分を積み立てるため増額補正するものであります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は166万7,000円の減額補正であります。これは、7節賃金で、臨時職員の雇用見込みの減少により賃金を減額補正するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、4目国民健康保険費は1,209万5,000円の減額補正であります。これは、国民健康保険特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

18ページ、19ページをごらんください。

5目社会福祉医療費は405万9,000円の減額補正であります。これは、後期高齢者医療特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

7目障害者福祉費は2,133万8,000円の増額補正であります。20節扶助費は、障害者福祉サービス利用人数の増により、介護給付費及び障害児通所給付費等を増額補正するものであります。また、23節償還金、利子及び割引料は、平成28年度障害者自立支援医療費等の精算に伴う国庫及び県負担金の返還金であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は2,000万円の減額補正であります。これは、児童手当支給対象児童数の減少に伴いまして児童手当を減額するものであります。

2目児童運営費は1,149万8,000円の減額補正であります。7節賃金は、臨時保育士の雇用見込みの減少及び放課後児童クラブ支援員の勤務日数の減により、賃金を減額するものであります。13節委託料は、保育単価の確定に伴い、篠島保育園への施設型給付費委託料を減額するものであります。20節扶助費は、保育単価の確定と入所児童の減少などにより、美浜町の知多大和幼稚園への施設型給付費を減額するものであります。また、

23節償還金、利子及び割引料は、平成28年度子どものための教育・保育給付費等の精算に伴う国庫及び県負担金の返還金であります。

20ページ、21ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費は1,003万6,000円の減額補正であります。これは、合併処理浄化槽補助金で、当初の見込みより申請件数が少ないため減額するものであります。

5目知多南部衛生組合費は397万4,000円の減額補正であります。これは、知多南部衛生組合のごみ処理費の減などにより分担金を減額するものであります。

2項清掃費、1目じん芥処理費は272万6,000円の減額補正であります。これは、指定ごみ袋購入費の請負額の残に伴い不用額を減額するものであります。

次に、3目知多南部広域環境組合費は122万3,000円の減額補正であります。これは、知多南部広域環境組合の事業実施計画の変更に伴う委託料の減などにより分担金を減額するものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は306万円の減額補正であります。これは、全額県補助である経営体育成事業費補助金が事業採択されなかったため減額するものであります。

22ページ、23ページをごらんください。

3項水産業費、2目水産業振興費は6,367万円の減額補正であります。まず漁業無線局整備事業費補助金については、無線を利用する漁船数が減少したため減額するものであります。次に、のり競争力強化対策事業費補助金については、一部事業採択されなかったため減額するものであります。

12款公債費、1項公債費、2項利子は448万円の減額補正であります。これは、町債のうち、平成28年度借入分の利率と借り入れ10年後の利率見直し分の利率が確定したため減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入の説明を申し上げます。

10ページ、11ページをごらんください。

2. 歳入です。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,237万7,000円の減額補正であります。これは、先ほど説明しました歳出予算の補正に伴う財源の補正であります。障害者総合支援給付費812万6,000円及び障害児施設措置費（給付費等）198万1,000

円をそれぞれ追加し、国民健康保険保険基盤安定負担金169万9,000円、子どものための教育・保育給付費642万5,000円及び児童手当支給費1,436万円をそれぞれ減額するものであります。

2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金は97万円の減額補正であります。これは、浄化槽整備事業費を減額するものであります。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は1,273万7,000円の減額補正であります。障害者総合支援給付費406万3,000円及び障害児施設措置費（給付費等）99万円をそれぞれ追加し、国民健康保険保険基盤安定負担金794万4,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金304万4,000円、子どものための教育・保育給付費321万2,000円及び児童手当支給費359万円をそれぞれ減額するものであります。

2項県補助金、3目衛生費県補助金は171万8,000円の減額補正であります。これは、浄化槽設置整備事業費を減額するものであります。

4目農林水産業費県補助金は6,759万4,000円の減額補正であります。これは、経営体育成支援事業費306万円、次のページ、12ページ、13ページにあります漁業無線局整備事業費614万4,000円及び水産業強化支援事業費5,839万円をそれぞれ減額補正するものであります。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は2万3,000円の増額補正であります。財政調整基金利子、都市計画事業基金利子及び土地開発基金利子をそれぞれ増額補正するものであります。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は5,500万円の増額補正であります。これは、ふるさと納税が増額となったため増額補正をするものであります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は2億875万4,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものであります。

2項特別会計繰入金、4目漁業集落排水事業特別会計繰入金は516万1,000円の増額補正であります。これは、平成28年度一般会計繰出金の精算に伴う漁業集落排水事業特別会計からの繰入金であります。

14ページ、15ページをごらんください。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は3億4,557万円の増額補正であります。平成28年度の決算剰余金を計上したものであります。

19款諸収入、4項雑入、2目過年度収入は110万7,000円の増額補正であります。これは、平成28年度障害者自立支援給付費国・県負担金の精算に伴い、追加交付金を増額するものであります。

3目雑入は515万9,000円の増額補正であります。2節民生費雑入1,157万2,000円は、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴い増額するものであります。3節衛生費雑入641万3,000円は、指定ごみ袋売捌金が見込みより少なかったため減額補正するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、4ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります。

橋りょう長寿命化修繕事業及び道路橋りょう施設災害復旧事業（補助）について、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置であります。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

なお、質疑は本会議再開後に行いますので、よろしく申し上げます。

休憩は1時00分までとしたいと思います。よろしく申し上げます。

[ 休憩 12時00分 ]

[ 再開 13時00分 ]

**○議長（藤井満久君）**

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

先ほどの日程第22、議案第19号の平成29年度南知多町一般会計補正予算（第6号）の件について、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

補正予算では、国庫支出金が1,334万円ばかり、それから県支出金が8,204万円ばかり

減っていると。その理由がわかる節のところの説明されておまして、児童の手当等が減ったとか、いろんなことがあったと思いますが、一つお伺いしたいんですが、先ほど副町長から説明があったことで、20ページ、21ページですね。そこの農林水産業のところで県支出金が3,060万円ばかり減っているということで、経営体事業補助金ということで一部認められなかったと、そんなようなことがあったと思います。それはどういう理由だったのか。

それから、次のページの22ページ、23ページののり競争力強化対策事業費補助金、これは今年度のたしか重点項目だったと思います。それが県支出金で削減というか、認められなかったということをおっしゃられましたので、そこら辺の個別の内容について、もしわかるのであれば、どうして県の補助金が出ないような、そういうふうな申請だったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

まず、経営体育成事業のことについて答弁させていただきます。

この補助事業は、農家が農業用の機械、施設を導入して行うものに対して補助するものでございますが、国のほうの評価基準というのがございまして、経営の規模を拡大して事業を行うとか、新規就農であるとかいうところで、評価基準に基づきまして申請しました結果、この2件を申請しておったわけでございますが、その経営体は補助採択には至らなかったということでございます。

あと、のり競争力の強化学業でございますが、これにつきましても、国のほうに9件ほど認定の申請はしておったんですが、日本全国で申請が多数あったことによりまして、小規模なのりの乾燥機だとか附属施設といったものが補助採択にならず、大規模なのりの製造機だけが認定されたということで補助の減額になったものでございます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託

いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第19号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第23 議案第20号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**

**○議長（藤井満久君）**

日程第23、議案第20号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

**○厚生部長（柴田幸員君）**

議案第20号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,754万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8万4,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

上段の2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は9,935万1,000円の減額補正、次の2目退職被保険者等療養給付費は2,044万8,000円の減額補正であります。これは、本年1月分までの医療費の実績から推計した結果、当初の見込みより減額となったためでございます。

次の3目一般被保険者療養費は、補正はありませんが、歳入の2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金の療養給付費等負担金、後期高齢者支援金等負担金及び介護納付金負担金の減額に伴いまして、財源を更正するものでございます。

次の中段、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は1,263万5,000円の減額補正であります。これも、本年1月分までの医療費の実績から推計し

た結果、当初の見込みより減額となったためであります。

次の3目一般被保険者高額介護合算療養費及びその下の3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金は、補正額はございませんが、歳入の2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金の療養給付費等負担金、後期高齢者支援金等負担金及び介護納付金負担金の減額に伴い、財源を更正するものでございます。

次に、1枚はねていただきまして、14ページ、15ページをごらんください。

上段の6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金は2,603万2,000円の減額補正でございます。これは、本年度の介護給付費納付金が確定し、当初の見込みより減額となったためでございます。

次の中段、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金は4,262万1,000円の減額補正でございます。その下の2目保険財政共同安定化事業拠出金は7,880万6,000円の減額補正でございます。これは、本年度の高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金が確定し、当初の見込みより減額となったためでございます。

次に下段、10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金は2,234万8,000円の増額補正であります。これは、平成28年度の国民健康保険療養給付費負担金の額の確定に伴う超過交付分を国庫へ返還するものであります。

次に、歳入につきまして説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、8ページ、9ページをごらんください。

上段の2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は1億211万3,000円の減額補正であります。これは、療養給付費等負担金等の額の確定に伴い、国庫負担金が減額となったものであります。

次の2目高額医療費共同事業負担金と、一番下段の5款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金はそれぞれ1,315万6,000円の減額補正であります。これは、歳出の高額医療費共同事業拠出金の額の確定に伴い、負担金が減額となったものであります。

次に、2段目に戻っていただきまして、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金は9,427万1,000円の減額補正であります。これは、本年度の財政調整交付金の減額が見込まれるためであります。

次の3段目、3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金は、補正額はございませんが、歳出の充当先となる保険給付費で減額補正があったため掲載されているものであります。

次の4段目、4款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金は6,476万円の増額補正であります。これは、前期高齢者交付金の確定に伴い、交付金が増額となったものであります。

次に、1枚はねていただきまして、10ページ、11ページをお開きください。

上段の6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金は9,521万円の減額補正、次の2目保険財政共同安定化事業交付金は2,242万9,000円の減額補正であります。これは、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の確定に伴い減額となったものでございます。

次の2段目、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は1,209万5,000円の減額補正であります。これは、各種繰入金の額の確定に伴い減額となったものであります。

次の2項基金繰入金、1目国民健康保険事業安定化基金繰入金は2,589万9,000円の減額補正であります。これは、財源調整のため減額するものであります。

次の4段目、9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は5,602万4,000円の増額補正であります。これは、前年度、平成28年度からの繰越金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第24 議案第21号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤井満久君）

日程第24、議案第21号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

議案第21号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ405万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,228万6,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

下段の3. 歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金は405万9,000円の減額補正であります。これは、町が収納した保険料と保険基盤安定繰入金の額を合わせて広域連合に納付金として納めますが、保険基盤安定繰入金の額の確定により減額となったものであります。

次に、歳入につきまして説明をさせていただきます。

同じページの上段の2. 歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は405万9,000円の減額補正であります。これは、歳出で説明をさせていただきました保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い減額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第25 議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（藤井満久君）**

日程第25、議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

**○建設経済部長（鈴木良一君）**

それでは、議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,086万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,436万8,000円とするものでございます。

次に、補正をお願いする内容を御説明申し上げます。

まず歳出より説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

3段目の歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、28節繰出金は516万1,000円の増額補正であります。平成28年度決算により一般会計繰入額を精算するものであります。

次に、4款基金積立金、1項基金積立金、1目漁業集落排水事業基金積立金、25節積立金は570万7,000円の増額補正であります。平成28年度決算により繰越金を基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

上段の歳入をごらんください。

1つ目の3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金は2,000円の増額補正であります。漁業集落排水事業基金利子の見込みが増額となったために増額補正するものであります。

2つ目の5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は1,086万6,000円の増額補正であります。平成28年度決算による繰越金でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第26 議案第23号 平成30年度南知多町一般会計予算**

**○議長（藤井満久君）**

日程第26、議案第23号 平成30年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

議案第23号 平成30年度南知多町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は73億3,000万円で、平成29年度と比較しますと2億

1,500万円、3.0%の増となっております。

本年度予算の概要につきましては、さきに配付させていただきました平成30年度予算の概要に記述してありますので、ここでは主な歳入予算及び性質別歳出予算を中心に申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明いたします。

歳入予算の構成としまして、町税、地方消費税交付金及び地方交付税などの一般財源の総額は56億8,225万9,000円で、予算額全体に占める割合は77.5%であります。また、町税、分担金及び負担金、繰入金などの自主財源の総額は32億775万8,000円で、自主財源比率は43.9%となります。

1款町税、1項町民税のうち、個人分につきましては増収が見込まれ、前年度と比較しまして3,439万5,000円増の8億813万5,000円を見込んでいます。

法人分につきましては、課税標準の伸びもあり、前年度と比較しまして2,004万5,000円増の1億895万4,000円を見込んでいます。

個人分と法人分を合わせました町民税の総額では、前年度と比較しまして5,444万円増の9億1,708万9,000円を計上しています。

固定資産税につきましては、評価がえの年で、土地の現年課税分につきましては地価の下落及び土砂災害警戒区域の補正適用によります減収を見込み、前年度と比較しまして1,106万4,000円減の2億8,657万6,000円を見込んでいます。家屋の現年課税分は、前年度と比較しまして3,511万9,000円減の5億7,854万5,000円を見込んでいます。償却資産の現年課税分は、前年度と比較しまして1,074万9,000円増の1億6,714万8,000円を見込んでいます。固定資産税の総額では、前年度と比較しまして4,424万1,000円減の10億9,839万3,000円を計上しています。

その他、軽自動車税7,113万7,000円、町たばこ税1億1,994万6,000円、入湯税2,123万9,000円を計上しています。町税全体では、前年度と比較しまして104万8,000円増の22億2,780万6,000円を計上しています。

2款地方譲与税の地方揮発油譲与税2,290万円、自動車重量譲与税5,810万円及び7款自動車取得税交付金4,660万円は、町道の延長、面積により交付されるものでございます。

6款地方消費税交付金は、前年度と比較しまして900万円減の3億4,730万円を計上しています。消費税8%のうち、地方消費税分の1.7%が交付されるものであります。

8 款地方特例交付金は、住宅取得控除を住民税から控除することにより、その減収分を国が補填する減収補てん特例交付金530万円を計上しています。

9 款地方交付税は、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであります。そのうち普通交付税は前年度同額の18億3,000万円を計上しています。また、特別交付税は1億4,530万円を計上しています。

13 款及び14 款の国及び県支出金は合計額で11億3,864万2,000円の計上で、前年度と比較しまして4,182万4,000円の増額となっています。増額となりました主な事業は、新規の事業としまして、介護施設等整備事業費、漁港海岸整備事業費などであり、また、既存の事業としましては、水産業強化支援事業費、障害者総合支援給付費などであり、減額となりました主な事業は、漁港整備事業費などであり、また、

16 款寄附金のうち、ふるさと納税は、前年度と比較しまして7,000万円増の1億円を計上しております。

17 款繰入金は、前年度と比較しまして8,328万円増の4億8,842万3,000円を計上しています。財源不足を補うために財政調整基金から4億8,841万9,000円の繰り入れを予定しています。

20 款町債につきましては、前年度と比較しまして3,570万円増の4億9,750万円で、県営経営体育成基盤整備事業、橋梁長寿命化対策事業、道路ストック長寿命化対策事業、漁港整備事業などの普通建設事業の財源としまして1億8,770万円、そのほかに地方交付税の振りかわり措置としての臨時財政対策債3億980万円の借り入れを予定しています。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額が地方交付税に算入されることとなっております。

そのほか、主な収入としまして、11 款分担金及び負担金6,533万円、12 款使用料及び手数料6,054万2,000円、15 款財産収入573万6,000円、18 款繰越金5,000万円及び19 款諸収入2億962万円をそれぞれ計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

それでは、平成30年度予算の概要の17、18ページに掲載しております一般会計性質別歳出予算前年度対比表に基づきまして御説明申し上げます。

1 の人件費につきましては総額15億2,530万9,000円で、前年度と比較しまして40万2,000円の増額となっています。

2 の物件費につきましては総額13億9,099万7,000円で、前年度と比較しまして1億

2,525万1,000円、9.9%の増額となっております。増額の主なものは、委託料であります。ふるさと納税事業につきまして、寄附金の増加を見込み、外部委託業者の経費が増額となっております。

3の扶助費につきましては総額7億5,572万円で、前年度と比較しまして426万6,000円、0.6%の増額となっております。

4の補助費等につきましては総額16億6,009万7,000円で、前年度と比較しまして2,043万7,000円、1.2%の増額となっております。増額の主なものは、社会福祉協議会補助金であります。また、一部事務組合等の負担金としましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金2億6,620万6,000円、知多南部衛生組合分担金5億964万2,000円、知多南部広域環境組合分担金1,325万2,000円、知多南部消防組合分担金3億7,999万1,000円をそれぞれ計上しています。

5の維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費として7,314万1,000円を計上しています。

6の公債費につきましては、一時借入金の利子41万7,000円を含めまして5億3,363万4,000円で、前年度と比較しまして2,529万4,000円で5.0%の増額となっております。なお、平成30年度末の町債の残高見込み額は67億2,047万6,000円であります。

7の投資的事業費につきましては総額7億6,210万5,000円、前年度と比較しまして5,121万4,000円、7.2%の増額となっております。今年度実施いたします主な新規事業は、日間賀渡船施設整備事業、介護施設等整備事業費補助金、かるも保育所改修事業などであります。

9の貸付金につきましては、医師確保修学資金貸付事業の貸付金340万円、勤労者住宅資金預託金300万円及び小規模企業振興資金預託金1,600万円を計上しています。

10の積立金につきましては、各基金の利子分248万円を基金へ積み立てるための予算であり、歳入予算額と同額を計上しています。

11の繰出金につきましては、師崎港駐車場事業特別会計を除く4特別会計に総額5億8,232万5,000円を繰り出すもので、前年度と比較しまして769万円、1.3%の減額となっております。繰出先は、国民健康保険特別会計へ1億9,566万2,000円、後期高齢者医療特別会計へ7,486万6,000円、介護保険特別会計へ2億6,569万2,000円及び漁業集落排水事業特別会計へ4,610万5,000円をそれぞれ一般会計からの繰出金として計上しています。

なお、平成30年度執行の選挙費としましては、平成31年1月22日任期満了の町長選挙

費、平成31年2月14日任期満了の県知事選挙費及び平成31年4月29日任期満了の県議会議員選挙費の一部を計上しています。

以上で一般会計予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず3名の議員の質疑を行います。

初めに、11番、榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

それでは、議案第23号 平成30年度南知多町一般会計予算の質疑をさせていただきます。

まず1番に、61ページの郵便料の514万円増の理由は何か。

2番、71ページ、庁用備品の100万1,000円増の要因は何か。

3番、71ページ、修繕料117万3,000円増の要因は何か。

4番、73ページ、庁舎清掃委託料57万1,000円増の要因は何か。

5番、75ページ、修繕料64万8,000円は何か。

6番、79ページ、インターネット使用料の19万5,000円増の理由は何か。

次に7番、81ページ、元号改正に係るシステム改修業務委託料は本年度のみか。補助金はあるのか。

8番、81ページ、事務用機器は何か。

9番、81ページ、消耗品30万9,000円増の要因は何か。

10番、87ページ、特定空家等対策支援事業補助金とは何か。また、29年度の危険老朽空き家等対策支援事業補助金との違いは何か。また、年度によって変わるのか。

11番、105ページ、選挙事務用機器とは何か。

12番、161ページ、農地地図情報管理システム更新委託料とは何か。毎年か。そして、29年度の農地地図情報システムデータ更新委託料との関係は何か。

13番、161ページ、経営体育成事業費補助金の816万増の要因は何か。

14番、165ページ、県営防災ダム事業負担金440万円増の要因は何か。補助金はあるのか。

15番、167ページ、水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金とは何か。

16番、171ページ、漁港海岸保全施設長寿命化計画策定委託料とは何か。

17番、179ページ、外国語パンフレット作成事業委託料とは何か。

18番、203ページ、防災施設清掃手数料は何か。

19番、199ページ、避難勧告台帳管理システム改修業務委託料の改修周期はあるか。

20番、199ページ、防災情報支援業務委託料とは何か。また、毎年定額か。

以上20項目、当局の明確なる回答をお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

総務課長。

**○総務課長（山下雅弘君）**

それでは、榎戸議員からの一般会計に関する御質問に対しまして、所管課順に答弁させていただきます。

まず総務課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

質問番号1番、予算書61ページ、総務一般管理費、12節役務費、郵便料の514万円増の理由は何かにつきましてお答えいたします。

税関係の書類やプライバシーにかかわるものを除きまして、各課などから出される町内の方、町内の事業所宛ての文書につきまして、豊浜分は文書配達員に、その他の地区は各サービスセンターの用務員さんに配達をお願いしておりました。これを30年度より、保育所、小・中学校などの公共施設などを除きまして、郵送に切りかえることとしたため、増額となるものです。

質問番号2番、予算書71ページ、財産一般管理費、18節備品購入費、庁用備品の100万1,000円の増の要因は何かにつきましてお答えいたします。

主な要因は、議場の執行部側の椅子18脚、それから議員控室の椅子等及び紙折り機1台を購入するための費用であります。

質問番号3番、予算書71ページ、庁舎等維持管理費、11節需用費の修繕料117万3,000円増の要因は何かにつきましてお答えをいたします。

主な要因は、本庁舎北側にあります町長車と議長車の車庫のシャッターの開閉機の修繕、予算額は100万円ですが、こちらを計上しておりますので、これが主な要因となっております。

続きまして、質問番号4番、予算書73ページ、庁舎等維持管理費、13節委託料の庁舎

清掃委託料57万1,000円増の要因は何かにつきましてお答えをいたします。

庁舎清掃委託料につきましては、毎週月曜日から金曜日までの庁舎の日常の清掃、それから庁舎の床面の洗浄ワックス清掃、それから床面のワックスの剥離とワックス清掃、それぞれこれは年に1回ずつですが、それを行っております。増額の要因につきましては、人件費の増によるものであります。

質問番号11番、予算書105ページ、選挙費、県議会議員選挙費の18節備品購入費で選挙事務用機器とは何かにつきましてお答えをいたします。

選挙用事務機器としまして購入する主なものにつきましては、投票用紙の計算機1台、それから日間賀島投票所用のスロープ2基であります、そちらを購入いたす経費であります。以上です。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（田中吉郎君）

続きまして、検査財政課所管分についてお答えいたします。

質問番号5番、予算書75ページ、管財事務費の中の修繕料64万8,000円は何かにつきまして答弁させていただきます。

これにつきましては、豊丘字大脇台の旧新運動公園の北側ののり面に設置されておりますフェンス、延長約66メートルが現在倒れておりまして、草刈りもやれない状態となっておりますということで、フェンスをコンクリートの基礎ごと、もとに戻しまして、あわせて草刈りを実施するものでございます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（滝本 功君）

続きまして、企画課所管分につきまして御答弁させていただきます。

質問番号6番、予算書79ページ、電算一般管理費、12節役務費のインターネット使用料の19万5,000円増の理由は何かについてお答えさせていただきます。

平成29年度におきましては、平成29年6月までに町のインターネット接続をあい情報セキュリティクラウドへ切りかえるため、既存のインターネット契約を6月に終了予定とし、3カ月分の6万4,800円を計上いたしました。しかし、一部のシステムで切りかえによる問題が発生をし、既存のインターネット契約を継続して利用する必要が出て

きました。そのため、平成30年度では本庁のインターネット使用料については1年間分25万9,200円を計上し、その差額分の19万4,400円が増額となっております。

続きまして、質問番号7番、予算書81ページ、電算一般管理費、13節委託料の元号改正に係るシステム改修業務委託料は本年度のみか、補助金はあるかにつきましてお答えさせていただきます。

2019年（平成31年）5月1日での元号改正に向けて、住民情報システム及び財務会計システムの改修を行うための予算で、基本的には平成30年度に完了する予定ですが、現時点で元号改正の詳細情報が出されていないため、新元号の名称等の発表時期等によりましては翌年度へ繰り越さなければいけない可能性もあります。なお、現時点では本業務を対象とした国の補助金等は公表されておられません。

続きまして、質問番号8番、予算書81ページ、18節備品購入費の事務用機器は何かについてお答えさせていただきます。

耐用年数を越えた事務用パソコンを更新するため、ノートパソコン30台と、あわせてマイクロソフトオフィスのライセンスを購入するための予算でございます。以上です。

**○議長（藤井満久君）**

防災安全課長。

**○防災安全課長（大岩幹治君）**

続きまして、防災安全課所管分について答弁させていただきます。

質問番号9番、予算書81ページ、交通安全推進費の11節需用費の消耗品費30万9,000円増の要因は何かにつきましては、運転免許証自主返納支援として、65歳以上の運転免許証自主返納者に対し、海っ子バス乗車券、1人当たり6,000円の60人分で36万円を計上しているためであります。

質問番号10番、予算書87ページ、空家等対策事業費の19節負担金、補助及び交付金の特定空家等対策支援事業補助金とは何か。29年度の危険老朽空き家等対策支援事業補助金との違いは何か。また、年度によって変わるのかにつきましては、特定空家等対策支援事業補助金とは、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれがある状態にあるもので、危険度及び緊急度が高いものについては解体除却に係る費用の一部を補助するものであります。

29年度の危険老朽空き家等対策支援事業補助金との違いは、今まで町単独費で1棟上限20万円を補助していたものを、南知多町空家等対策計画の策定に伴い、国と県の補助

対象となり、1棟上限80万円の補助ができることになったということが違いとなります。

また、年度による名称の変更の予定はなく、今後、実績や国の制度改正により補助金額は変わる可能性もございます。

質問番号18番、予算書203ページ、防災施設維持管理費の12節役務費、防災施設清掃手数料は何かにつきましては、これは南知多町師崎避難所の清掃手数料となります。

質問番号19番、予算書199ページ、防災対策事業費の13節委託料、避難勧告台帳管理システム改修業務委託料の改修周期はあるかにつきましては、改修の周期は特にありませんが、県が土砂災害警戒区域の指定を追加した場合にデータベースの変更作業が必要となります。そのため、来年度以降も県が指定を追加すれば、改修が必要になってきます。

質問番号20番、予算書199ページ、防災対策事業費の13節委託料、防災情報支援業務委託料とは何か。毎年、定額かにつきましては、防災情報支援業務委託料とは、風水害等の災害が発生した際の被害を最小限にするために、初動体制の確保や避難勧告等発令などの災害対策において、より早く的確な判断ができるよう、気象予測情報や分析結果等の情報提供をしてもらう業務であります。委託料につきましては、現在の仕様を変更しなければ、人件費等の変動で少しは変わるかもしれませんが、大きく変わることはないと考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

続きまして、産業振興課所管分につきまして答弁させていただきます。

質問番号12番、予算書161ページ、農業振興対策事業費の農地地図情報管理システム更新委託料とは何か。毎年か。29年度の農地地図情報システムデータ更新委託料との関係は何かにつきまして答弁させていただきます。

農地地図情報管理システムは、農家の担い手への農地のあっせんや集積、農地転用等の相談時に農地の位置情報及び貸借等の権利の確認を行うために利用しているシステムでございます。現在のシステムはウインドウズXP対応のもので、導入から既に9年が経過しております。耐用年数も過ぎたことから、ウインドウズ10対応の新しいシステムに更新するもので、毎年かかるものではございません。

また、農地地図情報システムデータ更新委託料は、毎年1回、農業委員会が管理いた

します農地台帳システムより農地の貸借情報や耕作者情報のデータを農地地図情報管理システムに取り込み、農地地図情報管理システム内の情報を最新の状態に保つものがございます。平成30年度につきましては、これをシステムの更新に合わせて行うため、予算計上のほうはいたしておりません。

続きまして、質問番号13番、予算書161ページ、農業振興対策事業費の経営体育成事業費補助金の816万増の要因は何かにつきまして答弁させていただきます。

経営体育成事業費補助金は、人・農地プランに位置づけられました中心経営体等が、農業経営の発展、改善を目的として行う農業機械、施設の取得に要した費用の最大10分の3を国から県を通じまして町が補助するものであります。平成30年度は、補助金の利用予定者が6名と、昨年度の当初より4名増加したことによりまして、補助対象事業費が1,020万円から3,740万円に増額となったためでございます。

続きまして、質問番号15番、予算書167ページ、漁業振興対策事業費の水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金とは何かにつきまして答弁させていただきます。

水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金でございますが、これは日間賀島漁業協同組合が実施いたします冷凍施設整備に対しまして、国から県を通じ町が補助するものがございます。事業の内容といたしましては、冷凍施設、鉄骨造平家建て1棟115.56平方メートル、うち冷凍庫面積は72.22平方メートル、予備室14.13平米でございます。

続きまして、質問番号17番、予算書179ページ、地方創生推進事業費の外国語パンフレット作成事業委託料とは何かにつきまして答弁させていただきます。

現在、外国人観光客の誘客を目的に、平成23年度に作成いたしました英語、韓国語、中国語が2種類の、合わせて4種類の外国語パンフレットがございますが、在庫のほうが少ないものでございまして、また内容を最新のものに更新するため、新たに作成をするものがございます。以上でございます。

**○議長（藤井満久君）**

建設課長。

**○建設課長（鈴木淳二君）**

最後に、建設課所管分について答弁させていただきます。

質問番号14番、予算書165ページ、県営ため池整備事業費、19節負担金、補助及び交付金の県営防災ダム事業負担金について、県営防災ダム事業負担金440万円増の要因は何か、補助金はあるのかについて答弁させていただきます。

県営防災ダム事業負担金につきましては、県が大井・中根池において行う耐震改修工事において、町が事業費の11%を負担するものです。平成29年度は測量・設計費1,000万円に対し110万円の負担金でありましたが、平成30年度より本格的に工事が始まるため、5,000万円の事業費に対し550万円を負担するものであり、昨年比で440万円の増となっております。なお、県が実施する事業への町の負担金でありますので、事業に対する町への補助金はありません。

質問番号16番、予算書171ページ、漁港海岸保全施設維持補修事業費（公共）、19節委託料の漁港海岸保全施設長寿命化計画策定委託料について、漁港海岸保全施設長寿命化計画策定委託料とは何かについて答弁させていただきます。

町が管理する老朽化が進んでいる大井、豊丘、日間賀漁港海岸施設において、従前の補修が必要になってから修繕等を行う事後保全型管理から、事前に機能点検調査・修繕を行い、施設の延命を図る予防保全型管理を行うことで、施設のライフサイクルコストの縮減と維持管理費の平準化を目的とした計画を策定するものでございます。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。

再質問はしないつもりだったんだけど、1つだけ教えてください。

1番なんですけど、郵送に切りかえたと言われましたけれども、どうしてですか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

それでは、榎戸議員の再質問につきましてお答えをいたします。

従来より配達する文書につきまして、文書の量によっては一日で配り終えることができないという問題もございまして、それで迅速性と正確性ということを考慮いたしまして、郵便に切りかえることといたしました。以上です。

○議長（藤井満久君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。休憩は2時10分までといたします。

[ 休憩 13時59分 ]

[ 再開 14時10分 ]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

町民の立場から、少しわからないような言葉だとか、それからこれはどういうお金だろうという立場で、細かくなりますけれど質問させていただきます。

まず第1です。途中で省いたものもありますので、またよろしく申し上げます。歳入歳出のところで、先ほど町長からも話がありましたが、29年度と比較して、30年度は約2億2,000万円の予算増となっております。これの主な理由で結構ですので、お願いいたします。

それから2番目、6ページ、26ページ、19ページも絡んでいますけれど、配当割交付金が29年度より120万円ばかり減っている理由をお聞かせ願いたい。

3番、28ページのところで、地方交付税が410万円ばかり昨年より減っているわけですが、もしその理由がわかればお願いします。

4番、46ページの寄附金ですが、29年度比較で約7,000万円増というふうになっております。恐らくふるさと納税だと思うんですが、その手だてはあるのかということで、そこら辺のところについてお願いしたい。

5番、56ページのところで町債が約3,600万円ばかりふえております。その理由は何か。

6番は省きます。7番、8番も省いてあります。

9番です。22ページのところで、国有資産等所在市町村交付金の対象の土地は、例としてはどんな土地があるのか。もしわかるならば、ひとつお教え願いたい。22ページにある予算でありますけれど、よくわかりませんのでお願いします。

10番、24ページのところで入湯税が減っております。観光客の減少によるものなのか、どういうふうな判断でこのようにされているのか。

11番、28ページのところです。総務費負担金がゼロ円となっております。どうしてでしょうか。

12番、13番も省いてあります。

次のページ、14番、46ページですが、農林水産業寄附金がゼロ円となっております。なぜでしょうか。

それから15番、55ページで、師崎避難所電気料金業者使用分というふうなものが計上されております。これはどういうものなのか。

16番、56ページで、臨時財政対策債を前年度から約2,500万円ばかり減らしております。その理由は何か。

17番は省きます。

18番、30ページ、31ページですが、師崎港観光センター附属施設の使用料が、29年度の324万円から30年度は194万4,000円に減少しております。なぜでしょうか。

19番、59ページの議会の交際費の問題ですが、何に使われるものなのか。そして、町長はホームページに公開しております。町長と同じく、教育長も交際費がありますけれど、議会としてもホームページに公開すべきではないか、こういうふうに考えますので、その返答をお願いします。

20番、59ページ、67ページで、管理職手当がさまざまな、議会費だとか総務費等で上げられて、計上がされております。これについては、特に上げる必要はないのではないかというふうに考えております。もし上げるのならば、例えば部長級は、前日お話があった改定のとときに現行の6万7,400円を7万1,500円にすると。しかし、美浜町は6万9,000円なんですね。課長級については、今5万円のやつを5万3,100円にすると。美浜町は5万2,200円です。主幹級については、現在3万9,000円のやつを4万2,200円にします。美浜町は4万3,500円です。もし上げるのならば、部長級の6万9,000円というところを1,000円、主幹級のほうに横滑りさせると。より数多いほうの方の管理職手当を上げてもいいんじゃないかというふうに、そこは弾力的に考えてもいいんじゃないかということです。

続きまして、21番の産業医の問題については先ほどありましたので、削除します。

22番、65ページです。これは総務の関係の60万円の交際費、恐らく町長交際費だと思います。昨年と比べて、この60万円の妥当性はどうか。そこについては、その見解を聞きたいと思います。

23番、77ページ、これは昨年度も私、言わせていただきましたが、負担金で非常にたくさんわけのわからない負担金があります。今回、企画課のほうで一つ減らしていた

だきました、行財政何とかというやつが。よく見ましたら。その点は非常に敬意を表します。ただ、リニア負担金、空港を核とした負担金はもっと削れるのではないかと。ほかのところでも負担金を一部削っておるところも見受けられました。なので、これが一番、わずか1万円だとか2万円というところでありますけれど、合わせれば100万円か200万円になります、負担金が。そういう点で、特にリニアと空港を核とした負担金は削れるのではないか。

それから、これも負担金です。24番、81ページ、東知多交通安全推進連絡協議会負担金が9万4,000円あるわけですけど、高過ぎるのではないですか。やめることはできないか、もしくは減らすことはできないか。

それから25番、これも負担金です。85ページ、行政視察負担金とはどのようなもので、やめることはできないか、もしくは減額はできないのか。

それから26番、これも負担金です。91ページ、知多地方滞納整理機構負担金、これはやはり町民の立場からきちっと税務課が対応すると。わざわざ滞納整理機構に送り込んで、厳しい取り立てをしなくてもいいんじゃないかと、こういうふうに思います。

27番、93ページ、太陽光発電施設用地時点修正業務委託料、全くわかりません。これはどういうものなんでしょうか。

28番、69ページ、ふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料が、先ほど町長からも説明がありましたが、1,800万円から7,148万円にふえています。どうしてこんなにふえる必要があるのかとちょっと思います。教えてください。

29番、85ページです。なぜ防犯灯設置補助金を昨年度の208万円から138万円に減らしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

30番、99ページ、町長選挙の立会人予算が10人ではなく、5人となっています。なぜでしょうか。

それから31番、181ページ、東海環状地域整備推進協議会負担金、これ東海環状ですよ。それから衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金、衣浦大橋はもう既にできていますよね。これがまだまだ負担金として出されております。やめることができるのではないですか。

32番、187ページ、港湾海岸保全施設長寿命化計画策定委託料1,090万円は、どこの業者で、どんな計画なのでしょう。

33番、187ページ、都市計画審議会委員は昨年より1名増の予算となっております。

議員枠はもっと減らして、議員がたしか4名ぐらいおったと思いますが、その枠を減らして、昨年どおりの13名でいいんじゃないかというふうに思います。逆にふえておりますので、そこら辺の検討をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（田中吉郎君）

それでは、内田議員からの御質問に対しまして、所管ごとに答弁させていただきます。

まず検査財政課所管分について答弁させていただきます。

質問番号1番、予算書、さまざまなページに及ぶとは思いますが、一応19ページということで、29年度と比較し、30年度が約2億2,000万円の予算増となった理由はということで、一般会計の当初予算につきましては、来年度につきましては252から成る事業の積み上げでございます。新規事業もあれば、廃止となった事業もあり、継続事業で増額、減額となった事業もあります。その中で、来年度予算額の大きい主な新規事業といたしましては、日間賀島渡船施設整備事業1億3,860万円、介護施設等整備事業費補助金3,759万円、公共施設解体事業合計で4,807万円などが大きな新規の事業でございます。

続きまして、質問番号2番、26ページ、配当割交付金が29年度より120万円減となっている理由は何かということで、配当割交付金とは、一定の上場株式等の配当所得に対して県が課税する県税でございまして、収入額の100分の59.4に相当する額が市町村に係る個人県民税の額を基準として交付される交付金でございます。来年度予算額につきましては、愛知県から示された推計伸び率を29年度の決算見込み額に乗じたものを予算額とさせていただいたということでございます。

続きまして、質問番号3、予算書28ページ、地方交付税が410万円減となっているが、その理由はということで、地方交付税は普通交付税と特別交付税に分かれております。普通交付税とは、国税である所得税等を一旦国が徴収し、その税の一定割合を地方公共団体の財政状況に応じて交付される交付金であります。また、特別交付税は、例えば地震、あるいは今回の雪の被害などの災害等、地域の特別な財政事情に対して優先的に交付される交付金でございます。平成30年度につきましては、普通交付税については前年度と同額の18億3,000万円として計上いたしました。特別交付税に関しましては、他の公共団体の災害などがあつた場合を想定しまして、そちらに配分されることを想定しま

して、今年度の決算見込み額に案分率といいますか、少し率を下げた形で1億4,530万円と推計しまして、前年比410万円の減となったものでございます。

続きまして、質問番号4、予算書の46ページ、寄附金が29年度比較で約7,000万円増だが、その手だてはあるのかということで、寄附金のうち、ふるさと納税の実績につきましては、平成28年度が寄附件数1,164件で、寄附額が3,327万3,000円でございます。今年度、平成29年度の実績見込みにつきましては、昨年、新たに委託業者と契約し、テレビやインターネットでのPR効果もございまして、ことしの2月末現在の実績で、件数で3,457件、寄附額で7,971万3,000円となっております。それで、予算といたしましては、決算見込みとして件数を3,600件、寄附額を8,500万円ほど見込めるのではないかとということで、歳入予算としては8,500万円ということで見込んだということでございます。先ほどの金額は補正予算の関係でございますが、それから、2月末での寄附額の実績で対前年でいきますと約2.4倍ということで、この伸びを来年度どう見込むかということでございますが、伸び率からしますと、若干抑えた形にはなっておるんじゃないかなというふうには考えておるんですが、1億は見込めるのではないかとというふうに考えております。

続きまして、質問番号5番、予算書56ページ、町債が約3,600万ばかりふえたが、その理由はということで、町債の額につきましては、主に普通建設事業に充当するため、その年度の事業に応じて変わってくるというところがございます。前年度と比較しまして、平成30年度の新規の町債といたしましては、日間賀島渡船施設整備事業債が4,100万円計上しております。また、公共施設解体事業といたしまして総額で3,960万円を計上しておりますので、これら増額となった主な理由でございます。

続きまして、質問番号16、予算書56ページ、臨時財政対策債を前年度から2,500万円ばかり減らした理由は何かということで、臨時財政対策債につきましては、平成12年度までは普通交付税として交付されていた分ということでございまして、国の地方交付税特別会計の財源が不足したため、その穴埋めとしまして、一旦地方に借金ということで地方債を発行させて、その元利償還金を後で普通交付税として交付するという制度でございます。平成30年度予算につきましては、今年度の実績をもとにしまして、国が地方の財源対策として作成する地方債計画における伸び率を乗じたものを予算額として計上しております。

続きまして、質問番号28、予算書の69ページ、ふるさと納税事業費の中で、ふるさと

南知多応援寄附金取扱業務委託料が1,800万円から7,148万円にふえたが、その理由はということで、先ほどと同じような答えになるかわかりませんが、現在、ふるさと納税事務につきましてはその事務を代行業者に委託してやっております。まず寄附に対しましては、寄附額の約30%が返礼品、お礼の品でございます。それから10%ほどがその送料として経費がかかってきます。加えまして、受託業者の事務手数料。それから、今、申し込みはほとんどインターネットを通じてということで、支払いもクレジット決済がほとんどということで、そのクレジット決済の手数料などの経費として寄附金額の約16%ぐらいがかかってくるということで、合わせますと寄附額の56%ほどが予算上のことでございますが必要経費としてかかってくるということで、30年度につきましては、歳出予算を寄附額1億3,000万円、歳出予算上、先ほど言いました経費として払わないかんもんですから、歳出予算といたしましては寄附額の想定を1億3,000万円と想定して、それに対する経費を計上したということで、大きく伸びておるといってございます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

事務局長。

○議会事務局長（相川博運君）

続きまして、議会事務局所管分について答弁させていただきます。

質問19の交際費は何に使うのかについてでございます。

59ページの10の交際費について、交際費は、議長が円滑な議会運営を図るため、議会を代表して行う個人、または各代表との交際に要する経費であります。内容としましては、行政視察等におけるお礼品、町政功労者・議会関係者等の死亡に際しての花輪・香典、町産業まつり等における抽選会等の商品等の支出に使われます。

公開につきましては、今後、検討課題としたいと思っております。以上です。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（石黒廣輝君）

続きまして、税務課所管分について答弁をさせていただきます。

質問番号の9番、予算書の22ページ、国有資産等所在市町村交付金の対象の土地は、例としてどんな土地かに対しまして、答弁といたしまして、国有資産等所在市町村交付金につきましては、国有資産等所在市町村交付金法の規定によりまして、国、または県

等が他の事業所に貸し付けております固定資産が対象となっております。本町におきましては、愛知県が所有する漁港施設用地や港湾施設用地を地元事業者に貸し付けている固定資産が対象となっており、固定資産税に準ずるものとしたしまして、所有者である愛知県から、固定資産の価格（評価額）の1.4%の額を交付金として交付されるものであります。

次に、質問番号10番、予算書24ページ、入湯税が減っているのは観光客の減少によるものかに対しまして、答弁といたしまして、入湯税につきましては浴場への入湯客からいただいておりますので、全ての観光客が対象ではございません。入湯税の予算計上額の減少につきましては、前年度までの利用見込みも含めまして、入湯客数の実績の減少によるものでございます。

次に、質問番号26番、予算書91ページ、税務一般管理費の知多地方税滞納整理機構負担金はやめるべきではないかに対しまして、答弁としまして、知多地方税滞納整理機構につきましては、県と他市町の連携のもと、滞納整理の徴収実績のみならず、職員の徴収技術の向上のため、平成23年度に発足をし、その後、平成26年度から28年度まで延長されましたが、県内のほかのブロックも含めまして、構成市町村から愛知県に対しまして強い継続要望がございまして、本年度、平成29年度より3年の再延長がなされております。町としましては、引き続きこれまでと同様に連携をしていくことと考えております。

次に、質問番号27番、予算書93ページ、固定資産税賦課事務費の太陽光発電施設用地時点修正業務委託料とはどんなものなのかに対しまして、答弁といたしまして、大規模な太陽光発電施設の用地に対しましては通常の土地の利用形態の土地評価とはそぐわないため、一般の土地の評価とは別に鑑定評価を委託しております。これらの太陽光発電施設用地では、同じく一般的な時点修正率を適用するのとは別に、調査をいたしまして、評価の時点修正を行うための委託業務でございます。

具体的には、前年の7月1日までに土地の価格が下落したと認められる場合には市町村の判断で価格の修正ができる規定がございまして、それに沿った業務でございます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

続きまして、総務課所管分につきまして答弁させていただきます。

まず質問番号13番、予算書28ページ、分担金及び負担金、1項負担金、総務費負担金がなぜゼロ円となったかにつきましてお答えをいたします。

平成29年度に予算計上しておりました総務費負担金は、平成29年10月20日、任期満了に伴います知多南部土地改良区総代会総代選挙の執行に係ります知多南部土地改良区からの負担金であります。平成30年度につきましては、負担金をいただいて執行する選挙はございませんので、予算化はありません。

続きまして、質問番号20番、予算書59ページとか67ページとかいろいろあるわけですが、管理職手当を上げる必要はないのではないかとしましてお答えをいたします。

諸手当の見直しを行ったところ、管理職手当が郡内の他町に比べまして低水準となっております。管理監督の地位にある職員の勤務の特殊性に対して支給される管理職手当の趣旨から、職務、職責に応じた手当額を支給するため、手当額の引き上げを行う必要があると考えております。

先ほど、もし上げるなら、部長級の額を1,000円減らして、主幹級をふやしてはという御意見でございました。管理職手当につきまして、今回の額につきましては、平成19年度から管理職の職務、職責を端的に反映し得るように定率制から定額制へ移行され、現在の手当額となっております。定率制につきましては、部長については15%、課長については12%、主幹については10%という率でございました。定率制から定額制へ移行する際、阿久比町ですとか、ほかの他町につきましては、それまでの支給率におおむね1%を加算して定額を求めていたところでありました。本町におきましては、従来の方で手当額を決めておりましたので、現在の差が出ている状態でありました。このため、職務ですとか、職責に見合った管理職手当の額とするために、それぞれの率に1%加算した額を今回の額としておりますので、職務、職責に合った適切な額と考えております。

続きまして、質問番号21番は先ほど飛ばしていただきましたので、質問番号22番、予算書ですと65ページです。人事関係費になります。10節の交際費60万円は何に使用するものか。昨年の町長交際費の実績と比べてどうなのかにつきましてお答えをいたします。

町長交際費につきましては、町長が町政の円滑な運営を図るため、町を代表して行います個人、または団体との交際に要する経費を南知多町交際費の支出基準及び公表基準に関する要綱に基づいて支出をしております。

支出につきましては、個別に職務との関連性の有無、支出先の団体等の性格、支出対

象となる行事等の性格などを総合的に判断して支出をしております。

昨年度の実績につきましては、56件で43万5,399円を支出しております。また、平成27年度につきましては、66件で56万3,269円でありました。平成30年度の当初予算につきましては、近年の実績から概算として60万円を計上させていただいております。

続きまして、質問番号25番、予算書85ページ、自治振興費、19節負担金、補助及び交付金、行政視察負担金とはどのようなものか。やめること、もしくは減額できないかにつきましてお答えをいたします。

行政視察負担金は、区長代表者会の行政視察に係る経費で、視察先の団体などに支払う資料代等であります。行政視察は、先進自治会等を視察し、今後の自治会活動の参考とすることを目的としておりますので、廃止することは考えておりません。

続きまして、質問番号30番、予算書99ページ、町長選挙費、1節報酬、選挙の立会人は10人でなく、5人となっているのはなぜかにつきましてお答えをいたします。

選挙立会人は、投票事務の執行が公正に行われるように選挙会（開票）に立ち会っていただく方で、公職選挙法により1候補につき1人となっております。過去の実績によりまして、町長選挙は候補者が5人以下であったため、法定限度の10人ではなくて、5人分を計上させていただいております。以上であります。

#### ○議長（藤井満久君）

建設課長。

#### ○建設課長（鈴木淳二君）

続きまして、建設課所管分について答弁させていただきます。

質問番号14番、予算書46ページ下段、農林水産業費寄附金において、農林水産業寄附金がゼロ円はなぜかにつきましては、地元土地改良区から要望があった農道整備について、寄附金を受け実施していますが、平成30年度においては要望箇所がなく、事業を実施しないためでございます。

質問番号31番、予算書181ページ、土木一般管理費の東海環状地域整備推進協議会負担金及び衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金において、東海環状地域整備推進協議会負担金、衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金はやめることができるのではないかにつきましては、東海環状地域整備推進協議会は、東海環状自動車道を軸とした大きな地域整備のあり方や、その地域整備計画の推進のための基盤整備のあり方についての調査研究、啓発活動などを推進すること。また、衣浦大橋整備促進期成同盟会は、西三河地域と知

多地域を結ぶ衣浦大橋のかけかえ事業を促進し、周辺地域の経済の発展と都市環境の改善を図ることが目的となっておりますので、本町にとっては両会とも必要なものと考えております。

質問番号32番、予算書187ページ、港湾海岸保全施設維持補修事業費（公共）の港湾海岸保全施設長寿命化計画策定委託料において、港湾海岸保全施設長寿命化計画策定委託料1,090万円はどこの業者で、どんな計画かにつきましては、老朽化が進んでいる内海海岸施設において、従前の補修が必要になってから修繕等を行う事後保全型管理から、事前に機能点検調査、修繕を行い、施設の延命を図る予防保全型管理を行うことで、施設のライフサイクルコストの縮減と維持管理費の平準化を目的とした計画を策定するものです。なお、業者の選定につきましては、入札により決定いたします。

質問番号33番、予算書187ページ、都市計画一般管理費の都市計画審議会委員14人の、都市計画審議会委員は昨年より1名ふやすのではなく、議員枠をもっと減らし、昨年どおりの13名でよいのではないかにつきましては、都市計画審議会委員は、町議会の議員、町農業委員会の委員、学識経験を有する者から成り、議員につきましては、慣例により町議会議長、副議長、総務建設委員会委員を議会より推薦していただいております。

平成29年度の予算につきましては、町議会議員の欠員に伴い、議会推薦が6名だったものが、平成29年6月の議員改選により7名になったことで、平成30年度予算は1名ふえたものでございます。

議員枠につきましては、今後、議会とも諮りまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

続きまして、防災安全課所管分について答弁させていただきます。

質問番号15番、予算書55ページ、7節消防費雑入の師崎避難所電気料金業者使用分とは何かにつきましては、師崎避難所屋上に設置してある中部地方整備局三河港湾事務所が管理している無線中継局と日本放送協会（NHK）名古屋放送局が管理しているカメラについての電気代であります。

質問番号24番、予算書81ページ、交通安全推進費の19節負担金、補助及び交付金の東知多交通安全推進連絡協議会負担金9万4,000円は高過ぎるのではないか。やめること

はできないかにつきましては、この負担金は、平成29年10月1日現在の人口による人口割と均等割から計上した負担金となっております。

本協議会は、半田警察署管内1市5町の交通事故抑制を広域的に推進するため、半田警察署と市町相互の連携を密にし、効果的な交通安全対策を図ることを目的としたものであります。この市町負担金により交通安全啓発資材の購入や交通指導員研修会等を行っており、やめるということは考えておりません。

質問番号29番、予算書85ページ、防犯対策費の19節負担金、補助及び交付金のなぜ防犯灯設置費補助金を208万円から138万円に減らしたのかにつきましては、今年度の今までの実績も踏まえ減額したものであります。以上です。

**○議長（藤井満久君）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（川端徳法君）**

続きまして、産業振興課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

質問番号18番、予算書30、31ページ、商工使用料の師崎観光センター附属施設の使用料が29年の324万円から30年は194万4,000円に減額しているのはなぜかにつきまして答弁させていただきます。

師崎観光センター附属施設は、観光客の利便を図ることを目的といたしまして町が建設したものでございます。町観光協会師崎支部が町と使用契約を結び、売店として使用しております。建物は鉄骨平家建て2棟、合計10区画ありますが、昭和50年建築ということもあり、老朽化しており、平成29年度より4区画が使用されなくなったため、使用料につきましては、4区画を除きました6区画分の使用料に減額したものでございます。以上でございます。

**○議長（藤井満久君）**

企画課長。

**○企画課長（滝本 功君）**

最後に、企画課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

質問番号23番、予算書77ページ、企画費、19節負担金、補助及び交付金のうち、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会負担金、空港を核とした知多地域振興協議会負担金等はいっと削れるのではないかと、金額も減らせるのではないかとのお質問についてお答えさせていただきます。

平成30年度につきましては、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会をはじめ、6つの会の負担金を計上させていただきました。そのうち、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会は、愛知県、県内市町村、名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会で構成されており、国等への要望活動、建設促進に関する広報啓発を行っており、国等に対する同盟会を通じての要望活動を通して、愛知県、県内各市町村が一致団結してリニアを最大限に生かすべく、交通ネットワークの充実・強化などを目指しております。

また、中部国際空港を核とした知多地域振興協議会は、愛知県、知多半島の5市5町、中部国際空港株式会社及び知多経済会議で構成され、空港を核とした地域振興に資する調査研究及び地域の活性化に資する事業、地域振興の調査研究、空港周辺環境に関する調査活動を通じて、知多半島の地域振興に寄与しております。

他の4つの会とあわせまして、それぞれの会の趣旨、目的から、いずれの会の加盟も必要性があると判断し、引き続き加盟を続けていくものと考えており、削れるものではないと考えております。

なお、先ほど議員がおっしゃられたとおり、平成29年度まで加盟しておりました行財政東海懇談会につきましては、県内や近隣市町村等の加盟状況を鑑み、脱退をしております。以上です。

**○議長（藤井満久君）**

総務課長。

**○総務課長（山下雅弘君）**

先ほど総務課所管分につきまして答弁させていただきましたが、1点、質問番号を私間違えておりましたので、訂正させていただきます、改めて答弁したいと思います。

質問番号11、予算書28ページ、分担金及び負担金、1項負担金、総務費負担金がなぜゼロ円となったかにつきましてお答えをいたします。

平成29年度に予算計上しておりました総務費負担金は、平成29年10月20日、任期満了に伴います知多南部土地改良区総代会総代選挙の執行に係ります知多南部土地改良区からの負担金であります。平成30年度につきましては、負担金をいただいて執行する選挙がございませんので、この科目につきましての予算化はしておりません。以上です。

**○議長（藤井満久君）**

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

今、企画課の方から、県行財政東海懇談会負担金1万3,000円ですが、これを削ったと。やはりしっかりと見直していけば、かなりの負担金がさまざまなところに出ると思いますので、ぜひ努力していただきたいというふうに思います。

あわせて、防犯灯について追加をお願いします。

もしこの138万円以上に、新たに防犯灯設置だとか、それぞれの南知多町の中の自治体で要請があった場合については補正予算を組む考えはあるのか。それについてお答えを願いたいと思います。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

この防犯灯設置費補助金につきましては、今年度、29年度なんですけど、28年度から比較しますと100件ほどふやしております。それまでは新設についての補助金ということで計上しておりました。今年度については、新設だけではなく、既存の蛍光灯、LEDにかえる、そういったものを対象としようということで予算を計上しました。このために、事前に各区長さんにアンケートをとりまして、もし既設の蛍光灯からLEDにかえる場合に、それぞれの区では1年に何基ぐらい可能ですかということでアンケートをとった結果によりまして、100件ほどできるのではないかなということで予算を計上しましたが、今年度におきましては、先ほど申し上げましたとおり、実績についてはそこまでの件数が行っておりません。新設と取りかえを合わせて140基の予算を計上しておりましたが、現在、2月末におきましては約60基ほどしか実績がございません。そのために今回減らしても問題ないということで、予算は減額をしたものであります。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私の質問に教えてください。

○議長（藤井満久君）

内田議員の質問に対して、明確に答えてください。

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

今までの実績からしまして、足らなくなることはないのではないかとというふうに考えておりますが、足らなくなった場合には補正、あるいは流用にて対応したいと思います。以上です。

○議長（藤井満久君）

それでは次に、1番、山本議員。

○1番（山本優作君）

それでは、歳出で1件、83ページの部分で、サービスセンターの臨時職員なんですが、こちらは予算書ではなくて予算の概要のほうに人数が載ってしまして、平成29年度は10人でやっていたところを平成30年度は12人ということで、2人ふえています。このことについて3点教えてください。

まず1点目、これはどのような理由で2人の増員が必要になったのか。

2点目、この2人の増員については30年度に限定したものなのかどうかということで、31年度以降はまた10人に戻るのか、12人のまま行くのかということ。

あと、3点目として、増員される2人はどのサービスセンターに配置される予定か、教えてください。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

山本議員からの一般会計予算に関する質問に対しまして答弁させていただきます。

質問番号1番、予算書の83ページ、サービスセンター一般管理費、7節の賃金、1番で臨時職員は主にどのような業務に対応するために増員が必要となったのか。②で1の業務は平成30年度に限定したものか。平成31年度以降も12人となる見込みか。3番、増員される2人はどのサービスセンターに配置される予定かにつきまして、あわせてお答えをさせていただきます。

各サービスセンターでは、住民票や証明書の発行ですとか、戸籍の届け出や各種申請の受け付け事務を行っております。そのうち、篠島及び日間賀島サービスセンターの職員体制につきまして、現在、再任用職員1名と非常勤職員の事務員1名の常時2人体制

で事務を行っております。このうち事務員につきましては2名を雇用しております、交代で1人ずつ勤務するという形をとっております。来年度の職員体制につきまして、この再任用職員の配置をやめまして、臨時職員のみで2人体制といたします。サービスセンターでは公金を扱うために常時2人体制が必要と考えておりますので、現在の事務員2名に加えまして、もう1名を新たに雇用することによって、3名の臨時職員のローテーションを組んで、2名出勤する体制をとっていきます。このため、篠島サービスセンター及び日間賀島サービスセンターに各1人、計2人の増員となるものであります。そのため、特別な業務がふえるということのための増員ではありません。

なお、平成31年度以降も当面はこのような職員体制を維持することを考えておりますので、臨時職員は12人となる見込みであります。

また、内海及び師崎サービスセンターの事務員につきましては、現在3名の臨時職員を雇用しております、こちらのほうもローテーションを組んで、常時2名の臨時職員の体制となっております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。3時10分まで休憩といたします。

〔 休憩 15時00分 〕

〔 再開 15時10分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

---

日程第27 議案第24号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第27、議案第24号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第24号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、他の医療保険に加入していない農林水産業者などの自営業者及び無職の人を中心とした医療保険を目的としたもので、平成30年度の加入世帯数は3,420世帯、被保険者数は6,780人と想定し、歳入歳出予算総額は29億1,300万円で、前年度の予算額と比較しまして6億3,700万円、17.9%の減となっております。

減額の主な要因としましては、国民健康保険制度の県域化に伴い、後期高齢者支援金、介護納付金及び共同事業拠出金等の制度廃止によるものでございます。

新年度におきましては、保険給付費や新設の国民健康保険事業費納付金など、これらの支出に対応するため、適正な賦課及び収入の確保に努めてまいります。

なお、国民健康保険税につきましては、新年度は保険税率の改定に伴い、資産割額を廃止するほか、所得割額や均等割額、平等割額の見直しを行い、一般会計からの法定外繰り入れなどで財源の確保を図り、国民健康保険事業の安定的な運営を主眼として予算編成に当たったものでございます。

以上で国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第28 議案第25号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算**

**○議長（藤井満久君）**

日程第28、議案第25号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

議案第25号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で障害の程度が一定以上の状態にある高齢者を対象とする医療制度でございます。

愛知県後期高齢者医療広域連合におきまして後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主に保険料の徴収事務、窓口受け付け事務を行います。

平成30年度では加入者を3,723人と見込んでおり、歳入歳出予算総額は2億5,860万円で、前年度予算と比較し530万円、2.0%の減となっております。

歳入における減額の主な要因としましては、保険料の減によるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

歳出では、保険料等負担金としての後期高齢者医療広域連合納付金が97.8%を占めております。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第25号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第29 議案第26号 平成30年度南知多町介護保険特別会計予算

##### ○議長（藤井満久君）

日程第29、議案第26号 平成30年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

##### ○町長（石黒和彦君）

議案第26号 平成30年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険事業は、加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたものでございます。

本年度のサービス受給者は、居宅サービス受給者を683人、居住系サービス・施設サービス受給者を291人、合わせまして974人を見込んでいます。

介護保険料につきましては3年ごとに見直しを行い、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画に基づき基準月額を5,000円と設定しております。

平成30年度の歳入歳出予算総額は、前年度と比較しまして100万円減の18億6,300円を計上しています。

歳入の主なものは、介護保険料3億8,443万3,000円、国庫支出金4億4,064万5,000円、支払基金交付金4億6,844万2,000円、県支出金2億6,666万6,000円及び繰入金2億9,381万8,000円であります。

一方、歳出におきましては、保険給付費が16億9,930万8,000円で、歳出全体の91.2%を占めています。

また、このほか、地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が1億2,801万

円、総務費が3,108万5,000円となっています。高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス費の給付と介護保険財政の健全な運営を目指し、予算編成に当たったものでございます。

以上で介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第30 議案第27号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算**

**○議長（藤井満久君）**

日程第30、議案第27号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

議案第27号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした会計で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

本年度の歳入歳出予算総額は8,570万円で、前年度予算額より220万円、2.6%の増で

あります。

予算の主な内容は、歳出におきましては、日間賀島浄化センター及び中継ポンプなどの施設管理費3,887万1,000円、処理場等設備改良工事などの事業費1,703万1,000円、公債費2,695万3,000円であります。

これらを賄う主な財源といたしましては、使用料及び手数料3,070万1,000円、繰入金5,478万6,000円を計上しています。

今年度も日間賀島浄化センターなどの施設の適正な維持管理を行い、快適で衛生的な生活環境の確保及び海域の水質保全に資するため、円滑な管理運営を目指すものであります。

平成30年度末の町債現在高見込み額は2億7,945万5,000円であります。

以上で南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

歳入のところでちょっと教えてください。

ことは全体の予算が8,570万円、昨年が8,350万円で、約220万円ばかりふえていると。繰入金も292万円ばかりふやして、ことが5,478万ですか、昨年が5,186万円になっているんですが、実際日間賀島の漁業集落排水を維持していく上で、今後とも繰入金はどんどんと上げざるを得ないのか。それとも、日間賀島で利用料をふやすというか、上げるというか、そういうふうな考え方を持ってみえるのか、そこら辺の町当局の判断はどのようなことを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（相川 徹君）

それでは、内田議員からの御質問に対しまして答弁させていただきます。

繰入金につきましては、一般会計の繰入金と基金の繰入金と2種類ございます。一般会計の繰入金につきましては、起債の償還金とか施設の改良事業費に充当しております。その関係で、施設の改良事業費がふえる場合は一般会計の繰入金が増えるということになっております。維持管理費につきましては、使用料と基金の繰入金で賄っております。今後につきましては、何とか現状のままで行きたいと思っておりますけれども、施設の修繕等がふえれば、基金の繰入金とかが足らなくなった場合は一般会計の繰入金をお願いする形になるかと思っております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井満久君)

内田議員。

○5番(内田 保君)

私の質問に教えてください。町民の値上げというか、島民ですね。島民の皆さんの値上げは考えておられないのかということです。

○議長(藤井満久君)

水道課長。

○水道課長(相川 徹君)

使用料の値上げにつきましては、今後、特にまだ地元への説明もしておりませんので、特に幾ら幾ら上げるよということは現在は考えておりません。ただ、消費税の値上げ分はお願いせないかなかなど。それについて、将来計画を立てながら、また5円とか10円とか、そういう単位での値上げはまた地元への説明で了解が得られたら、値上げをできればしたいというふうに考えております。以上です。

○議長(藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第27号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第31 議案第28号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第31、議案第28号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第28号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

師崎港駐車場につきましては、地域住民や観光客の駐車場を確保し、地域振興を図るため、平成16年度に整備を行い、平成17年4月から供用開始し、施設の維持管理及び運営を行っているところであります。

本年度の予算総額は9,700万円で、歳出の主な内容は、駐車場管理委託料などの施設管理費3,188万6,000円、公債費1,959万円となっております。これらを賄う主な財源としましては、駐車場使用料9,580万5,000円を計上しております。

平成30年度末の町債現在高見込み額は1億763万円であります。

以上で師崎港駐車場事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第32 議案第29号 平成30年度南知多町水道事業会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第32、議案第29号 平成30年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第29号 平成30年度南知多町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本町の水道事業は、町民の生活に必要不可欠であります安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、事業の運営に取り組んでいるところであります。また、施設の耐震化を図り、非常時の水の確保に努めてまいります。

本町の水需要は、人口の減少、漁業・観光業の不振、節水意識の定着などにより減少傾向が続いており、平成30年度もその傾向が続くと見込まれております。

平成30年度の主な事業としましては、大井配水区管路耐震化工事、豊丘配水区管路耐震化工事、重要給水施設排水管布設がえ工事及び県道改良工事に伴う岩屋配水場改修工事などを実施してまいります。

予算の内容としまして、収益的収支におきましては、収入額 7 億8,512万4,000円に対し、支出額 7 億5,261万5,000円で、差し引き3,250万9,000円、税込みでございますが計上しております。

また、資本的収支におきましては、収入額 1 億7,768万1,000円に対し、支出額 4 億9,329万5,000円で、その収支差引不足額 3 億1,561万4,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

平成30年度の予算規模は、収益的支出額と資本的支出額の合計額12億4,591万円で、前年度予算額に比較しまして1億65万3,000円、8.8%増となっております。

平成30年度末の企業債残高見込み額は17億1,369万円であります。

以上で水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第29号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（藤井満久君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[ 散会 15時30分 ]

